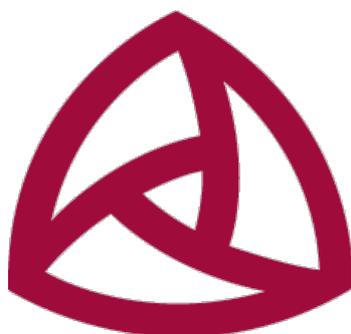


学校危機管理マニュアル



2021年8月

奈良女子大学附属中等教育学校

TEL 0742-26-2571 FAX0742-20-3660

目 次

1	危機管理の基本	・・・	1
	（1）危機管理の目的		
	（2）危機管理の流れ		
	（3）大学・附属学校間の連携		
2	全体構成図	・・・	2
	（1）事前の危機管理		
	① 点検	・・・	3
	② 避難訓練	・・・	4
	③ 教職員研修	・・・	4
	④ 安全教育	・・・	4
	（2）個別の危機管理		
	① 事故発生時の対応の基本	・・・	5
	② 熱中症への対応	・・・	7
	③ 不審者侵入への対応	・・・	9
	④ 地震への対応	・・・	14
	⑤ 気象災害への対応	・・・	16
	⑥ 交通事故への対応	・・・	18
	⑦ 衛生問題発生時の対応	・・・	19
	【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】	・・・	20
	【新型コロナウイルス感染の場合の対応】	・・・	22
	【新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応マニュアル】	・・・	23
	⑧ いじめ問題発生時の対応	・・・	25
	⑨ 新たな危機事象への対応	・・・	26
	（3）事後の危機管理		
	① 生徒等の安否確認	・・・	27
	② 引渡しと待機	・・・	28
	③ 教育活動の継続	・・・	28
	④ 心のケア	・・・	28
	⑤ 保護者への対応と支援	・・・	29
	⑥ 報道への対応	・・・	29
3	資料編		
	① 奈良女子大学附属中等教育学校「いじめ防止対策基本方針」	・・・	30
	② 避難経路	・・・	36
	③ 安全ハンドブックより通学マップ	・・・	40
	④ 傷病者発生時における判断・行動チャート	・・・	43
	⑤ シミュレーション訓練振り返りシート	・・・	44
	⑥ 緊急時記録用紙	・・・	45
	⑦ 指揮命令内容チェックシート	・・・	46

1 危機管理の基本

(1) 危機管理の目的

- 生徒および教職員の生命、身体を守ること。
- 生徒および教職員相互の信頼関係を維持し、日常の学校運営を守ること。
- 学校に対する保護者ならびに地域社会の信頼に応えること。

(2) 危機管理の流れ

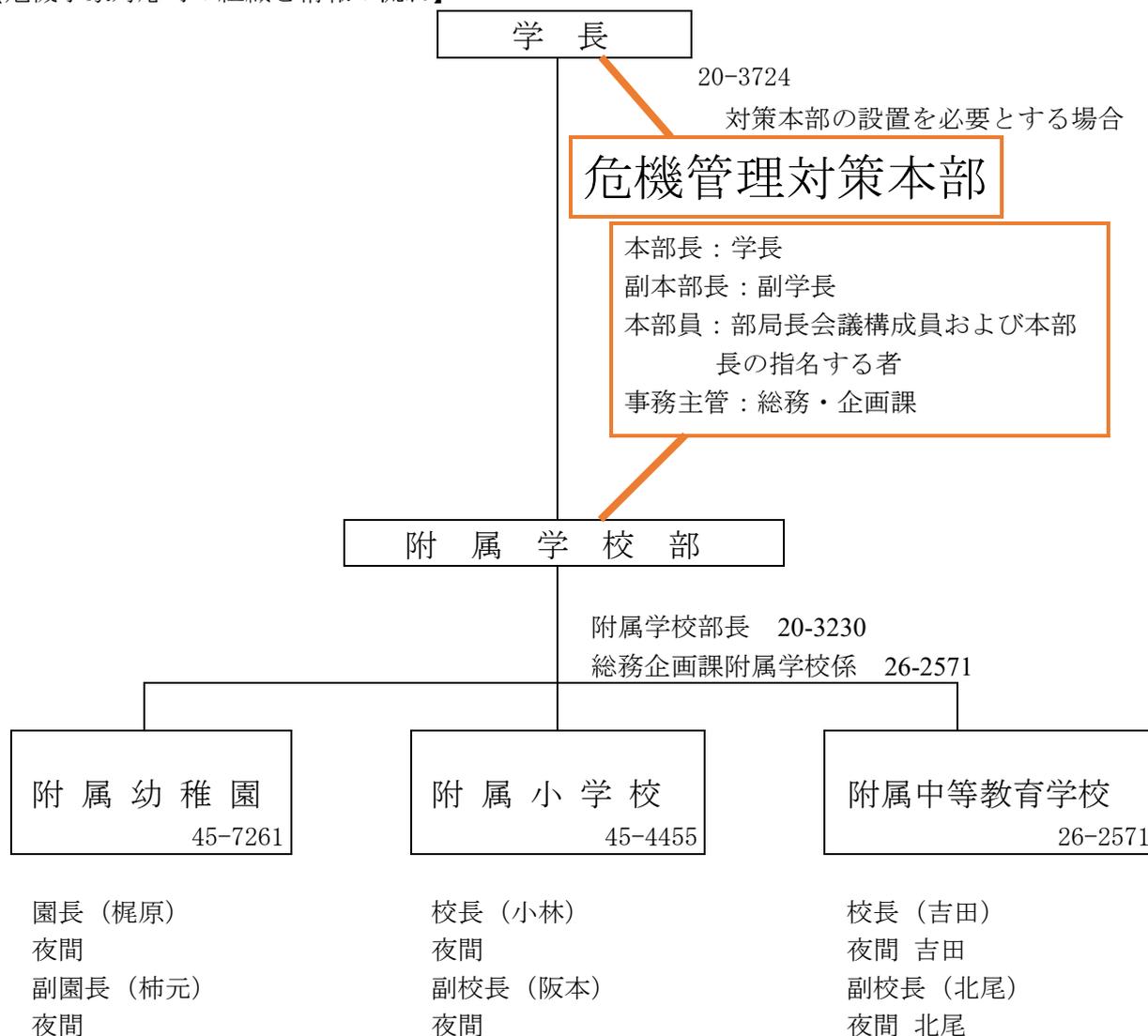
本マニュアルは、危機管理を進める上で必要な項目を全体構成図として、対応を三つに分けている。

- 事前の危機管理（事故を予防する観点から、体制整備や点検、避難訓練について）
- 個別の危機管理（様々な事故への具体的な対応について）
- 事後の危機管理（再発防止の観点から、引渡しや心のケアについて）

(3) 大学・附属学校間の連携

附属学校間における緊急時の連絡は、各附属学校園から、本学附属学校部を通して行うことを原則とする。

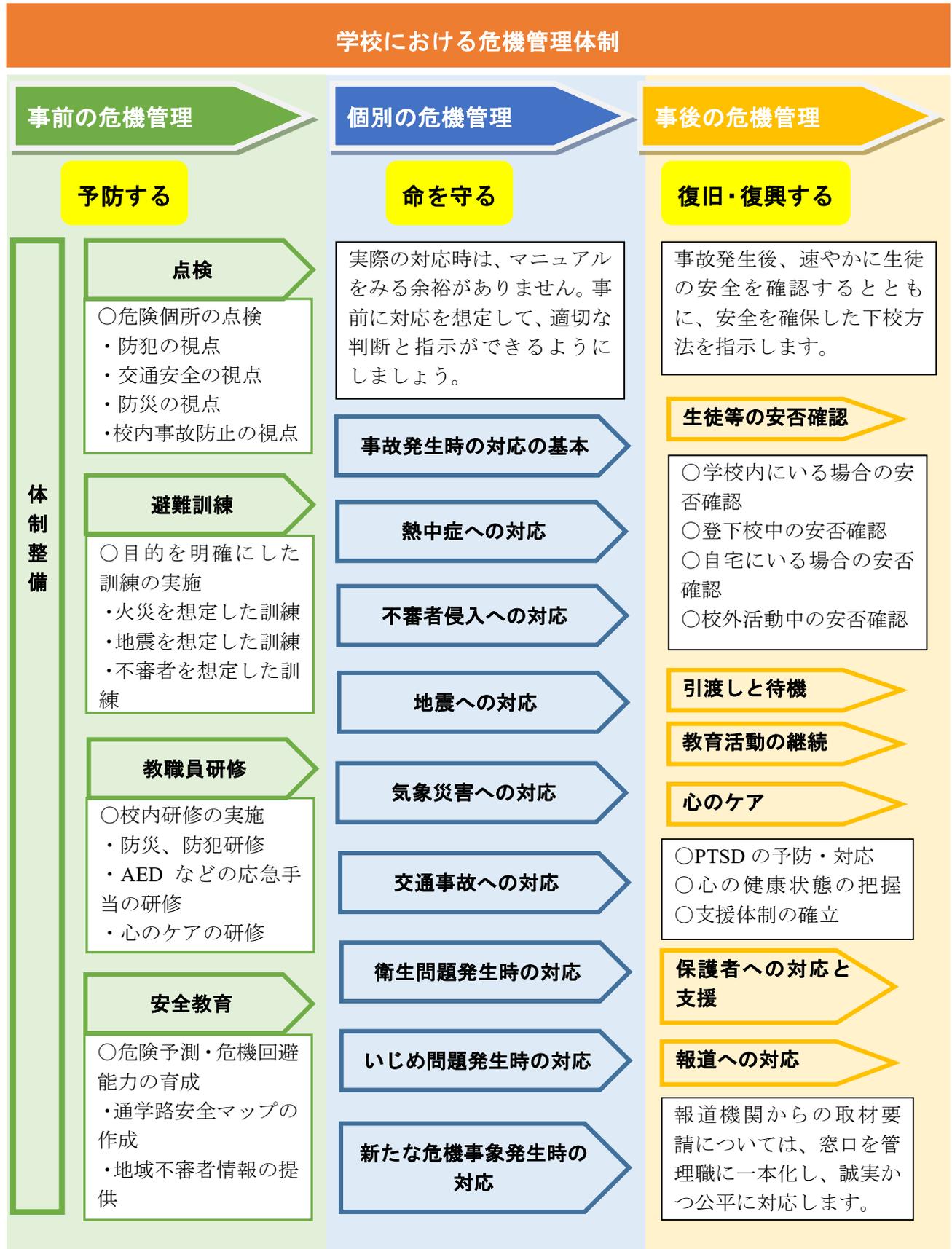
【危機事象対応時の組織と情報の流れ】



【危機管理対策会議（新型コロナウイルス対策ほか）】

校長、副校長、生徒指導主任2名、教務主任、保健主事、スクールカウンセラー、関係教員

2 全体構成図



2-（1）事前の危機管理- ①点検

学校内の施設設備・器具および通学路の安全を点検することは、生徒が事故等に巻き込まれることを未然に防ぐ重要な危機管理の一つです。日常的に危険個所の抽出・分析・管理に組織的に取り組みます。

「安全点検報告リスト」により、日常的に危険個所の把握を行います。以下のフォルダに入力をします。

¥¥192.168.0.136¥Rosemary\$¥共同¥事務関係¥安全点検報告

施設・設備の点検例を参考にして、上記フォルダに入力してください。

【防犯の視点】

- 不審者侵入防止用の設備
- 警報装置、監視システム、通報機器等の作動
- 避難経路の複数確保
- 出入口の施錠状態
- 通学路にある犯罪発生条件（死角、外灯の有無など）

【交通安全の視点】

- 歩道や路側帯の整備状態
- 車との側方間隔
- 車の走行スピード
- 右左折車両のある交差点
- 見通しの悪い交差点
- 沿道施設の出入り口
- 渋滞車両・駐車車両の存在

【防災の視点】

- 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止
- 書棚・家具等の壁・床への固定
- 警報装置や情報機器等の作動
- 避難経路・避難場所
- 通学路にある災害発生条件（土砂災害、洪水など）
- 施設・設備の劣化

【校内事故防止の視点】

- 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止
- 体育館の床板等の建材・備品等の劣化
- 窓・廊下の手すりなどの点検
- エレベーター・防火シャッターなどの点検

【救命活動の視点】

- AEDの配置場所
- AEDの配置場所の掲示及び周知
- AEDの維持管理
- AEDの使用に関する研修
- 生徒のAEDの使用等に関する知識や技能の普及
- 地域住民が学校のAEDを使用できるか

2-（1）事前の危機管理- ②避難訓練

避難訓練は、危険等発生時に危機管理マニュアルに基づく教職員の役割等の確認を行うとともに、生徒が安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養うことを目的として実施します。さらに目的を明確にした避難訓練を計画・実施します。

避難訓練の内容は、想定される危険等によって異なりますので、「火災を想定した訓練」「地震を想定した訓練」「不審者を想定した訓練」のように、目的を明確にして実施します。また、訓練は授業中だけを想定せず、休憩時間や分散して活動している場合など、発生場所や時間に変化をもたせ、安全に対処できるようにします。

2-（1）事前の危機管理- ③教職員研修

教職員は、危険等から生徒の生命や身体の安全を守るため、状況に応じた的確な判断や行動が求められます。学校における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識して、安全に関する自らの意識や対応能力、安全教育に関する指導力を一層高めるよう努めなければなりません。

以下の研修に教職員一丸となって取り組みます。

- 危機管理マニュアルに基づく防災・防犯等の避難訓練
- 事故発生時の対応訓練
- AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- エピペンの使用方法を含むアレルギーへの対応に関すること
- 校内の事故統計や事故事例、日本スポーツ振興センターの情報等を活用した安全な環境の整備に関すること
- 生徒の心のケアに関すること

2-（1）事前の危機管理- ④安全教育

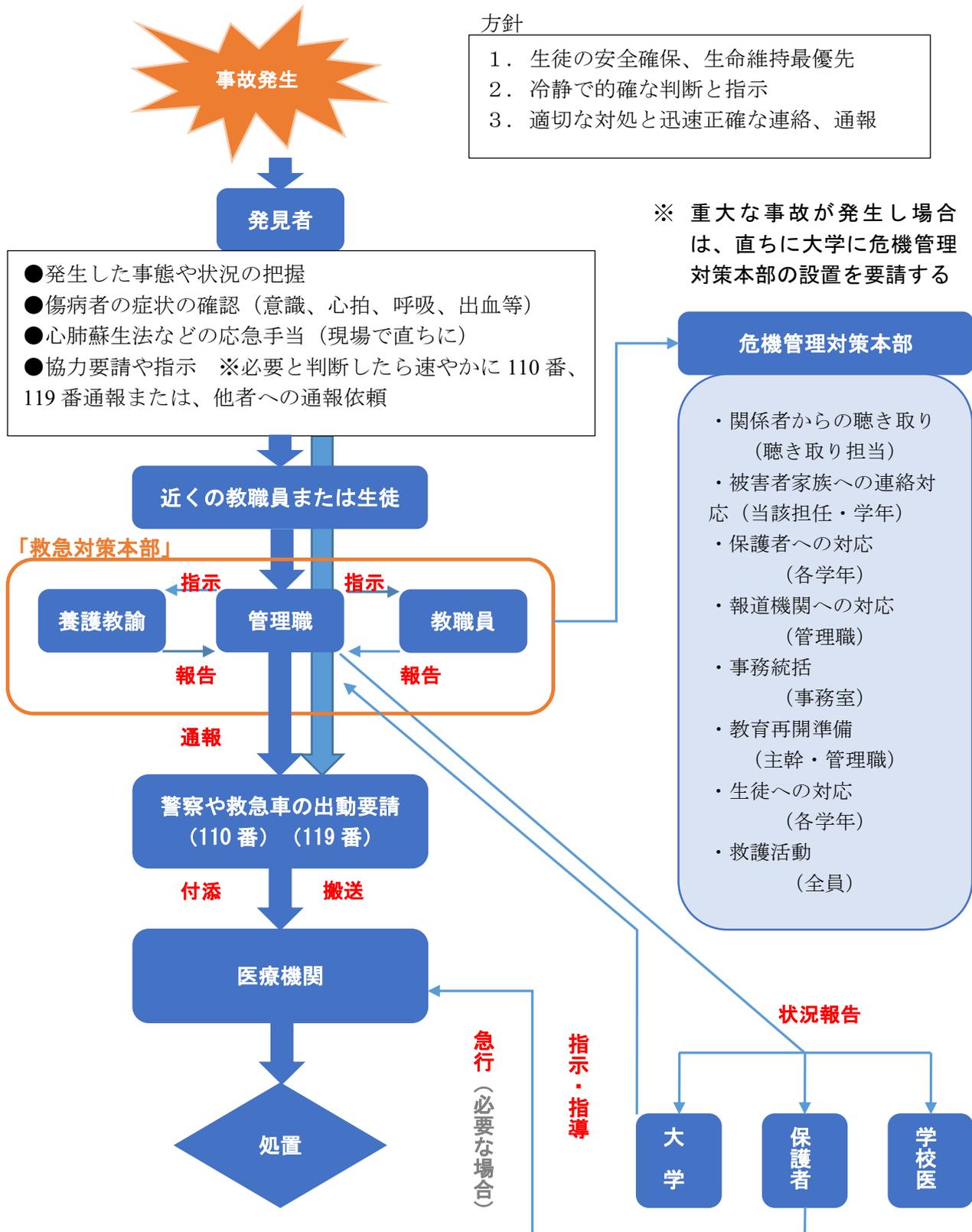
生徒自身が危険を予測し、自ら回避することができるような安全教育が非常に大切です。本校では、避難訓練等も含めた安全教育に関する内容を学校安全計画に位置付け、教育活動全体を通じた安全教育を実施します。

登下校中や休日など生徒しかいない場合に危険等に遭遇する場合があります。その際、生徒自身がどんな危険が潜んでいるか気づき、その危険がどんな事故等を招くかを予想し、その事故等を避けるためにどのように対応をするかなど、危険を予測し、自ら回避することが必要です。本校では、いかなる状況下でも生徒が自ら考えて判断し、行動できる能力を育てていきます。そのための取組として、通学路安全マップを更新したり、地域の不審者情報を提供したりすることによって、その都度、どのような対応をしなければならないのかを考えさせます。

2-（2）個別の危機管理- ①事故発生時の対応の基本

学校管理下において事故が発生した際、生徒の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要です。そのため、組織として機動的に対応できる体制を整えておくとともに、傷病者を発見した場合には、臆せず迅速かつ適切な手当ができるように日頃から対応を身に付けます。

【1】 事故発生時の対処、救急および緊急連絡体制



事故が起こった場合、応急手当や通報とともに、被害生徒の保護者への連絡や担任、学年、養護教諭、管理職等への連絡など、同時に多くの対応が求められます。組織的な対応が重要となりますから、日頃から各自がシミュレーションをして事故を想定した対応を熟知しておきましょう。

(被害生徒の保護者への連絡の留意点)

- 被害生徒の保護者に対し、事故の発生（第1報）を可能な限り早く連絡します。その際、事故の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理した上で行います。
- 被害の詳細や搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第2報を行うとともに、以後、正確かつ迅速な連絡に努めます。

【2】 応急手当を実施する際の留意点

- 生徒の生命にかかわる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
- 教職員は事故の状況や被害生徒の様子に動揺せず、またその他の生徒の不安を軽減するように対応する。
- 応急手当を優先しつつも、事故の発生状況や事故発生後の対応およびその結果について、適宜メモを残すことを心掛け、対応が一段落した時点でメモを整理する。

【3】 登下校時に事故が発生した場合の留意点

- 事故が発生した場合は、場所および周辺に向かい、生徒の安否を確認する。
- 登校前の事故の場合、教職員が出勤前であることも考えられるので、対応可能な教職員で生徒の安全確認を行う。
- 地域住民が学校へ避難してきた場合、生徒の安全確認を行う教職員とは別の教職員が避難者への対応を行う。

※ 地域住民の避難場所は第1体育とする。総合教育棟、普通教室棟、管理棟、特別教室棟、第2体育館は特別な場合を除いて避難者の誘導は行わない。

【4】 校外活動時に事故が発生した場合の留意点

- 修学旅行や全校レクレーションなど、校外で活動している際に事故が発生した場合は、引率教員で分担して生徒と連絡を取り合うなどしながら、可能な限り活動場所に向かい、安否を確認する。
- 負傷者がある場合には、応急手当を行うとともに、学校・保護者に状況を連絡する。また、ひつように応じて救急車の要請や警察・医療機関と連絡を取る。
- 安全確保できる場所に避難した上で、帰校や帰宅の仕方を検討し指示をする。場合によっては保護者に現地での引き渡しを行うこともある。

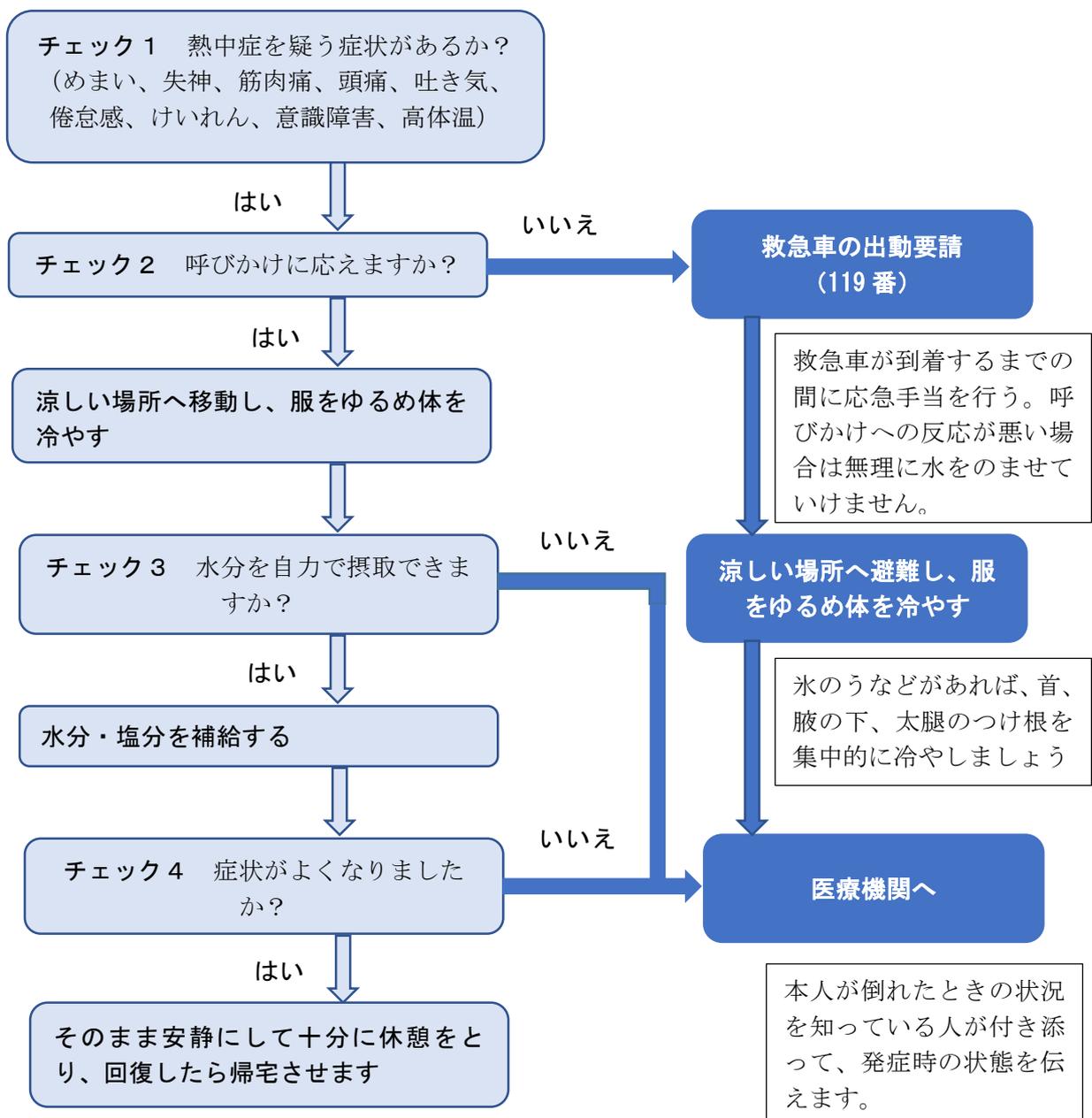
2-（2）個別の危機管理- ②熱中症への対応

学校管理下での熱中症の事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものです。気温がそれほど高くなくても湿度が高い場合や暑さになれていない状況下で発生することがあるので注意が必要です。熱中症は予防が大切です。熱中症になったときは応急手当を迅速かつ適切に行えるようにします。

【熱中症の予防】

- 暑いときには無理をしない。
- 水分をこまめにとる。
- 日陰を利用してこまめに休憩をとる。
- 日傘や帽子を着用し直射日光を遮る。
- 汗をかいたら塩分の補給をする。
- 急に暑くなった日や活動の初日などは特に注意が必要。

【熱中症になったときには】



夏期休業中の部活動実施に関する熱中症対策（2019年6月20日職員会議決定）

<クラブ活動ルール>

1. 活動時間について

- ・夏期休業中（7/19～8/31）の部活動（運動部・学芸部・同好会すべて）の練習については、8:30～11:00までの時間帯で実施する。なお、活動場所等の関係でこの時間帯での実施が難しい場合は、15:00～17:30の時間帯で実施する。
- ・練習試合については、必ず顧問は付き添うこととする。暑さ指数（WBGT）が31以上の状況の時には、「短時間で実施」「試合数を減らす」など、安全策を講じたうえで実施する。

2. 顧問付き添いについて

- ・前期課程運動部については、顧問が必ず付き添って活動することとする。
- ・後期課程運動部についても、付き添えない場合も、顧問が定期的に様子を見るなど緊急時の確認連絡体制を確立しておく。

3. 開門時間および休業中日直の勤務の変更について

- ・開門時間を7:45、登校可能時間を8:00とする。
- ・日直の勤務は、【前半】7:45～14:45 / 【後半】11:00～18:00 とする。
- ・部活動以外の諸活動については、従来通り登下校時間は8:15～16:15とする。

<熱中症予防のための施設・設備の管理規定の変更>

1. 昼食場所として、11時～13時の間食堂（空調機）を開放し、冷水（水筒補充用）を準備する。
(ジャグ準備・清掃などは、生徒会と運営委員が担当)
2. 屋外で活動する部活動・学園祭実行部については、必要な場所には、屋外テントを設置し日陰をつくる。
(クラブ顧問・実行部顧問が管理)
3. 校舎内で活動する学芸部・同好会については、事前に届け出た活動計画にもとづき、27度以上の気温で活動する場合、活動場所にクーラーを入れてよい。
(日直が管理)
4. 発表団体の活動については、事前に届け出た活動計画にもとづき、27度以上の気温で活動する場合、クーラーを使用することができる。
(日直が管理)
5. 体育館内で27度以上の気温で活動する場合、体育館メディア室と2体準備室のクーラーを稼働させ、休憩室として使用する。
(顧問の管理)

<授業期間中の部活動について>

1. 職員朝礼で、高温注意情報など天気予報の確認を行う。(WBに表記)
2. 高温注意情報が出た場合(WBGT31以上を含む)は、生徒指導部が放送により注意喚起を行う。
3. 上記の場合、練習は「中止」もしくは「顧問付き添いでの短時間の活動へ変更」とする。
4. 体育館内で27度以上の気温で活動する場合、体育館メディア室と2体準備室のクーラーを稼働させ、顧問管理の下、休憩室として使用する。

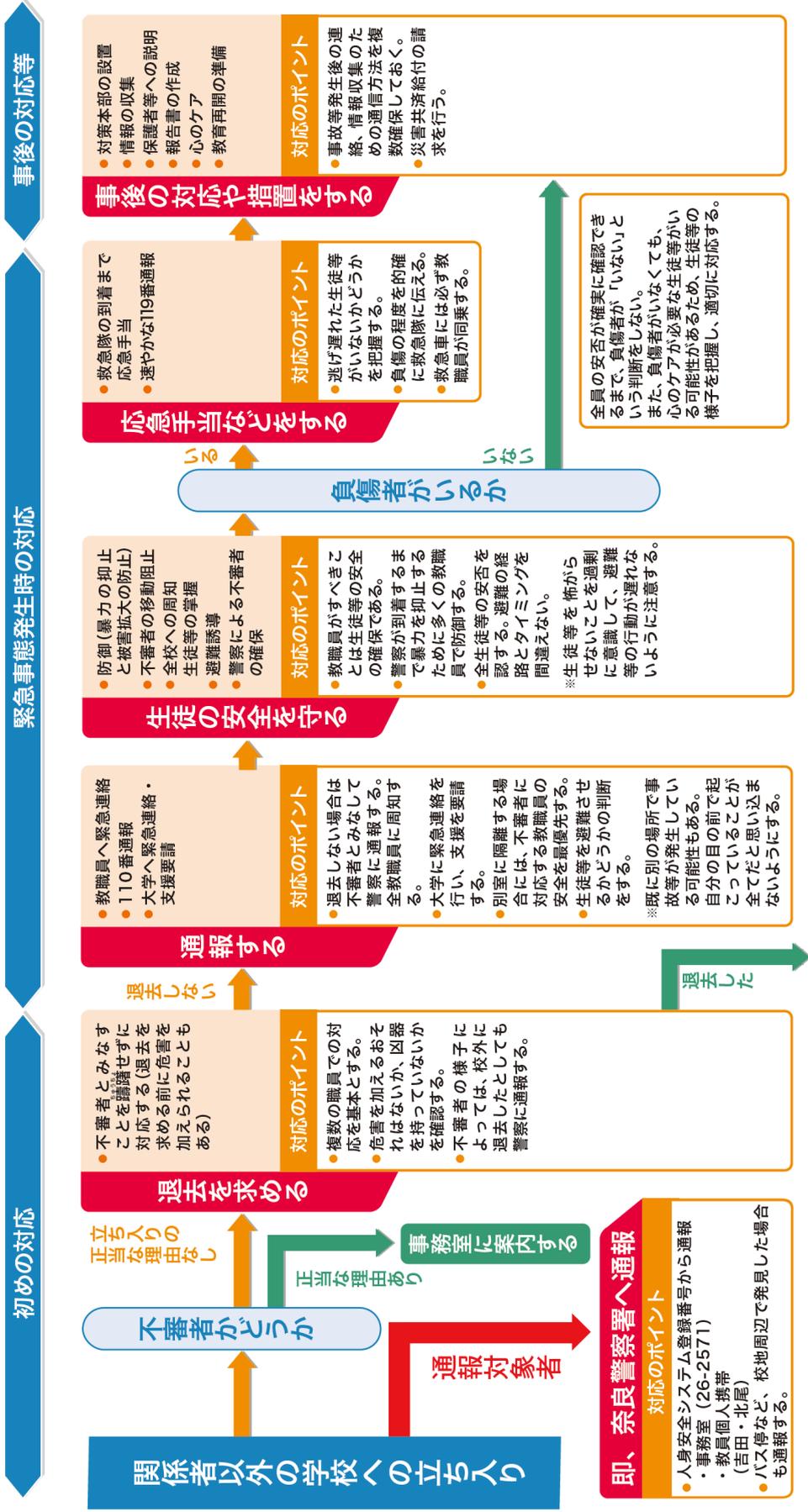
2- (2) 個別の危機管理③不審者侵入への対応

2021年8月作成

緊急連絡先
吉田 北尾

大学 総務・企画課 0742-20-3204
奈良警察署 0742-20-0110
奈良市中央消防署 0742-22-0751

不審者の立ち入りへの緊急対応マニュアル



不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、学区内パトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をおこなう。

不審者情報の共有

チェック1 不審者かどうか

学校には多くの方々が、様々な用事で訪れます。しかし、その中には正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうしたりする者があります。それらの者を不審者と呼びます。

学校では、児童生徒等を犯罪被害から守るため、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要があります。ただし、相手の感情を高ぶらせて暴力行為を招いてしまうような対応をしないように注意します。少しでも不審な点があると感じた段階で、複数の教職員で対応することを心掛けます。

なお、暴力行為を働いたり凶器を持っていたりする場合には直ちに対応2に移ります。

【1】不審者かどうかを見分ける。

(1) 来校者として不自然なことはないかをチェックする。

- 来校者の名札、リボン等をしているか。
- 不自然な場所に立ち入っていないか。
- 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。
- 凶器や不審物を持っていないか。

※来校者が名札やリボンを付けたりするルールを学校全体で話し合っておき、保護者等に周知しておきます。

※受付場所は校舎外あるいは入口近くにあるのが望ましい。日頃から、全教職員が学校の門や出入口の開閉状況に気を配るように心掛けます。



(2) 声を掛けて、用件をたずねる。

- 用件が答えられるか。また、正当なものか。
- 教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。
- 保護者なら、児童生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。

(3) 正当な理由があっても、名札、リボン等を付けていない場合には必ず受付に案内する。

※対応した教職員だけが「正当な理由のある」来校者と知っていても意味がありません。また、名札やリボン等の重要性を保護者等に理解してもらうことも大切です。



教職員や保護者がIDカードを付けている学校が増えてきています。IDカードの氏名や役職を遠くから読み取ることは不可能ですが、IDカードを付けているかどうかは判別できます。不審な様子を感じたからといって、いきなり取り押さえることはできませんが、IDカードを付けていないことを理由として声を掛けることは難しくないでしょう。IDカードを付けていない来校者には積極的に声を掛け、不審者かどうかを見分けるようにしましょう。

対応1 退去を求める

正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求めます。このとき、ほかの教職員に連絡して協力を求め、複数人での対応を基本とします。退去に応じた場合でも、再び侵入するおそれがないかを見届ける必要があります。また、再び侵入しそうな場合、凶器を持っていることが分かった場合、暴力的な言動をした場合など退去に応じない場合は、速やかに警察への通報に移ります。

【1】他の教職員に連絡して協力を求める。

- 原則、教職員が一人で対応してはなりません。自身の安全のために適切な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つことが大切です。

【2】言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。

- 相手に対応するときは、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つことが必要です。
- 教職員が持っていたとしても自然である長い定規などを持つことも有効です。
- 毅然とした態度で対応し、いかなる場合であっても、不審者に背を向けないようにします。
- できる限り、児童生徒等がいる場所に不審者を向かわせないようにします。



【3】退去に応じない場合には、不審者とみなして「110番」通報する。

【4】退去後も再び侵入しないか見届ける。

不審者が退去に応じた後は、以下の対応を行う。

- (1) 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。
- (2) 門や入口が開いている場合には必ず閉めて施錠する。
- (3) 再び侵入したり近くに居続けたりする可能性があるため、しばらくの間は複数の教職員がその場で様子を見るようにする。
- (4) 警察や教育委員会に連絡し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校や自治会に情報提供を行う。

※連絡を受けた教育委員会は、近隣の全ての国公立学校に連絡することが必要です。



対応2 通報する

退去に応じない場合には、児童生徒等に危害を加える可能性があると考えなければなりません。

校内緊急通報システムや校内放送等を用いてほかの教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請などを行う必要があります。同時に、可能であれば別室に案内して隔離することを試みるとともに、所持品に注意して警察の到着を待ちつつ、児童生徒等を避難させるか判断します。

隔離できない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに対応3に移ってください。

【1】校内緊急通報システムや校内放送等を用いて他の教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請を行う。

- 不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合には、サイレンを鳴らさないでパトカーに来てもらうことも検討します。

【2】立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。

- 児童生徒等から遠い位置にある部屋に案内します。
- 複数の教職員で案内します。案内する際には、危害を加えられる可能性があるため、前ではなく、横を歩くようにします。
- 別室では不審者を先に部屋の奥へ案内し、教職員は身を守るために入口近くに位置します。
- 不審者と教職員が1対1にならないようにします。
- 教職員がすぐに避難できるように、別室の出入口の扉は開放しておきます。

【3】所持品に注意して警察の到着を待つ。

- 凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意します。
- 不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応し、警察が到着するのを待ちます。
- 到着した警察官が不審者のところに駆けつけられるよう、警察官を案内する教職員を決めておきます。



【4】児童生徒等を避難させるかどうかを判断する。

教職員は、自分の目の前で起こっていることだけでなく、学校全体の様子に気を配る必要があります。児童生徒等を避難させるのと教室に留まらせるのと、どちらが安全かを素早く冷静に判断しなければなりません。児童生徒等を避難させる必要がある場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察により不審者が確保されるまでの間、児童生徒等の安全を守ります。避難を指示する場合は、あらかじめ決めておいた文言を放送で流します。

<避難指示の一例>

「これから緊急集会を開きますので、全員〇〇に集合してください。なお、〇年生は〇〇室前の階段を使用してください。」

<待機と支援要請の一例>

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。〇〇係の先生は、〇〇へ集まってください。」

不審者への対応については、最初から児童生徒等や教職員に危害を加える目的で侵入してくる場合や、教職員が対応しているうちに豹変して危害を加えてくる場合等、様々な場合が想定されます。

どのような場合であっても、教職員だけで何とかしようと考え、被害が拡大する可能性がありますので、危険を感じた場合は、警察に躊躇なく連絡する必要があります。

通報・情報共有

通報は、落ち着いて要点を伝えるようにします。

立ち入りがなかった場合も、警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。

連絡のあった教育委員会は、当該学校の近隣学校(国私立、他市の学校含む)に情報提供することが必要です。

『110番』通報の要領

- 局番なしの「110」
 - 落ち着いて、例えば
「△△小学校です。男(女)が侵入して暴れています。子供がけがをしました。すぐに来てください。」
 - その後は、質問に答える形で
・ 通報者氏名、場所(校外の場合)、電話番号などを落ち着いて知らせる。
- ※「110番」通報をしている場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので「119番」通報をする。



対応3 児童生徒等の安全を守る

児童生徒等に危害が及ぶおそれがある事態では、大切な児童生徒等の生命や安全を守るために極めて迅速な対応が必要です。不審者の確保は警察に任せるべきであり、警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先します。

このとき、応援を求め、必ずほかの教職員と協力して組織的に行動することを心掛けます。2～3人の教職員では、刃物を持っている不審者を抑止し、移動を阻止することは極めて困難です。多くの教職員が、防御に役立つものを持って取り囲み、組織的に児童生徒等の安全を守るように心掛けます。

また、こうした事態に備えて、さすまた等については、使用方法を全教職員が理解しておく必要があります。

【1】防御(暴力の抑止と被害の防止)する。

対峙した教職員は、児童生徒等から注意をそらさせ、不審者を児童生徒等に近づけないようにすることで、被害(の拡大)を防止しながら、警察の到着を待つ必要があります。教職員の応援を求める際には、警報装置、通報機器防犯ブザー、校内放送等が考えられます。

なお、応援に駆けつける場合は、必ず防御に役立つものを持っていくようにしましょう。

防御に役立つもの(例)



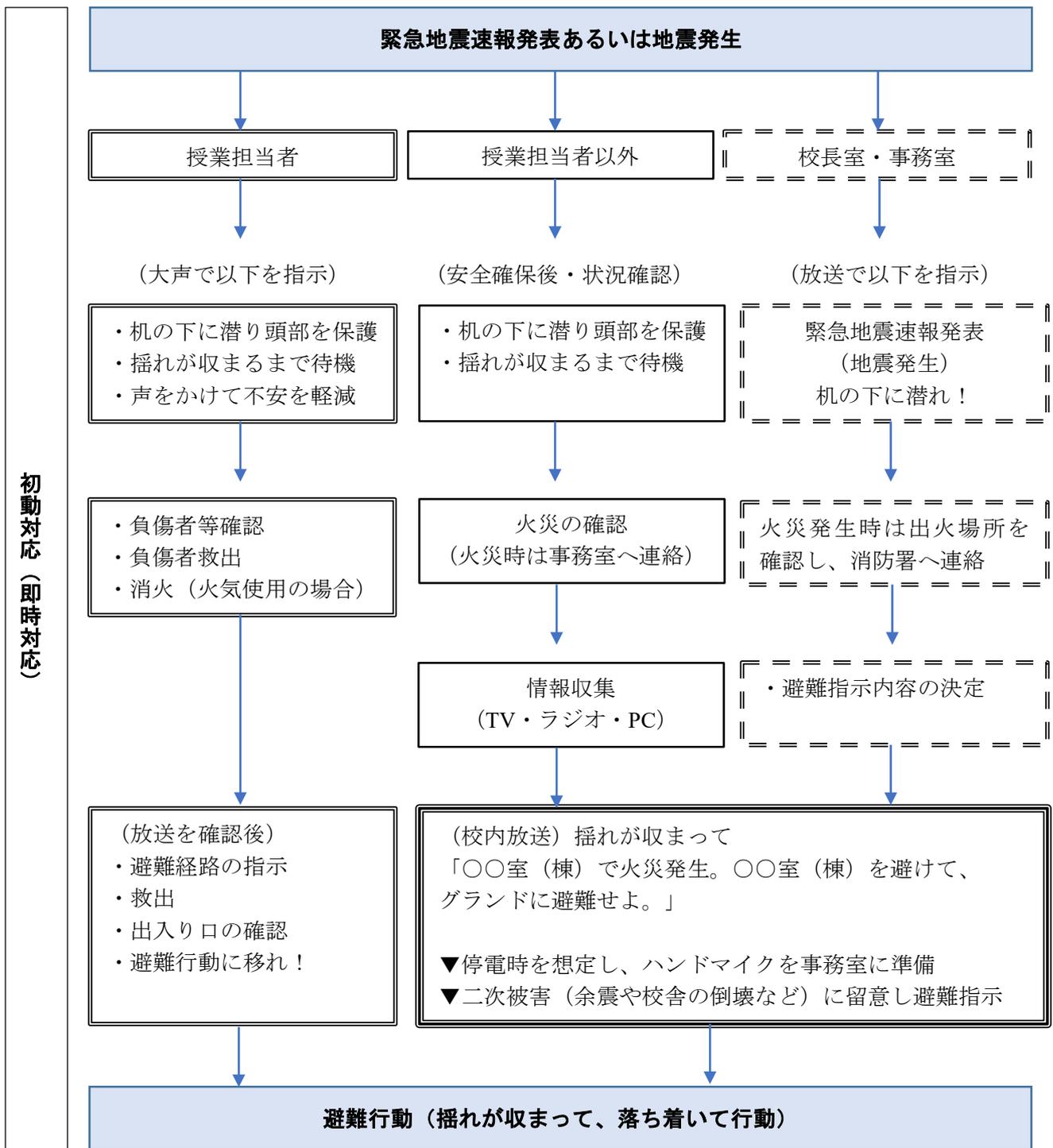
さすまた等の不審者を取り押さえるための用具の活用に当たっては、相手に奪われることがないように注意するとともに、複数人でのけん制、取り押さえに配慮しましょう。警察の指導を受けられる講習会等に参加して、正しい使い方を身に付けましょう。

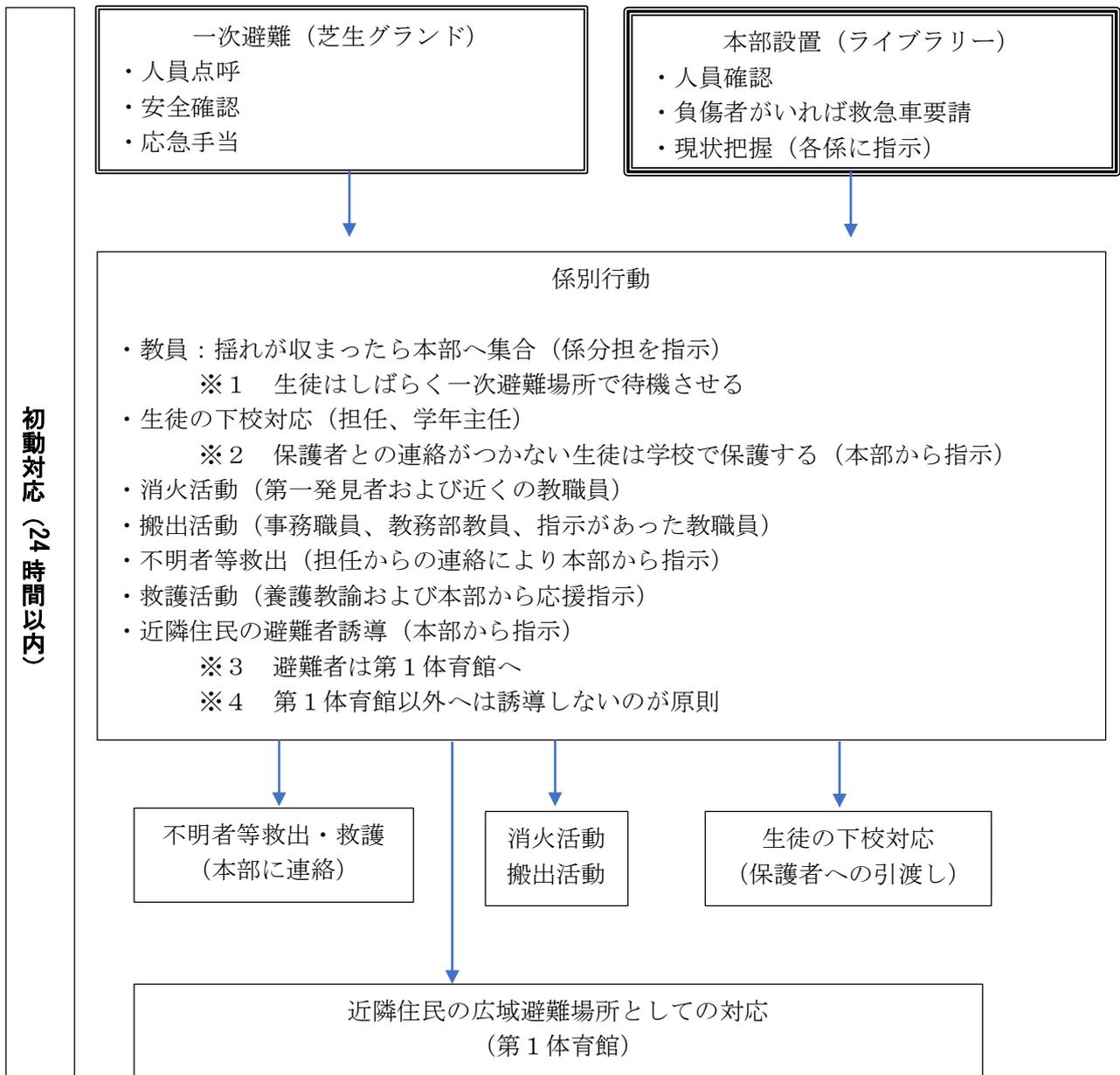
2-（2）個別の危機管理- ④地震への対応

今後、いつ発生しても不思議ではないと言われる、東海地震・東南海地震・南海地震を想定して対応します。震度5以上の揺れを感じ、震度5を超えると歩行が困難になるため、すぐに逃げるできないことも想定して対応します。

- 安全な環境を整備し、災害の発生を未然に防ぐための事前の危機管理を徹底する。
- 災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理を徹底する。
- 危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る事後の危機管理を徹底する。

【地震発生時の対応】





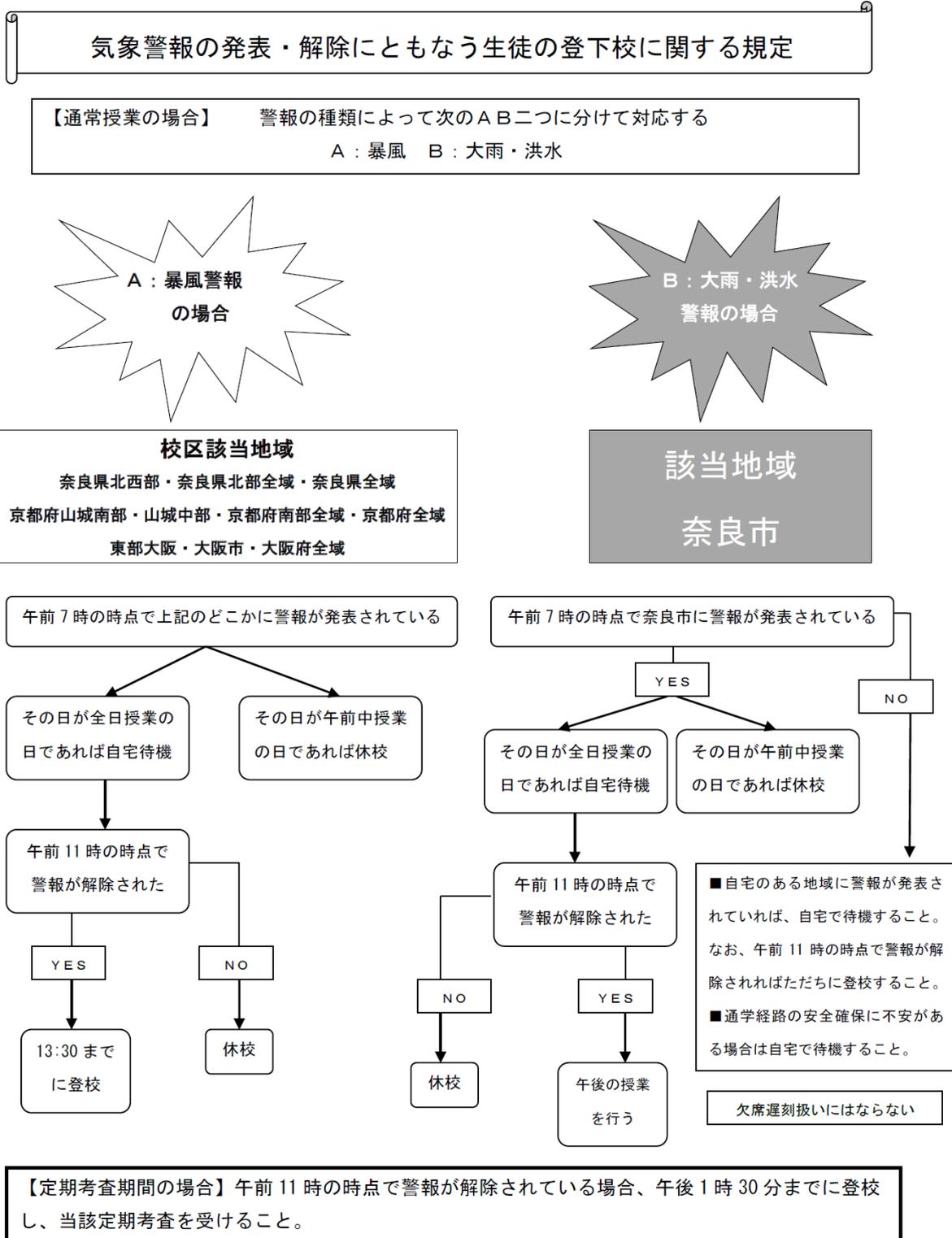
●学校施設が避難所となる場合は、およそ以下のようなプロセスが考えられる。

	避難所としての機能	協力内容として考えられる例
【救命避難期】 (発生直後)	地震発生 地域住民等の学校への避難	・施設設備の安全点検 ・開放区域の明示 ・駐車場を含む誘導 等
【生命確保期】 (数分後)	避難所の開設 避難所の管理・運営	・名簿作成 ・関係機関への情報伝達 ・食料の確保 等
【生活確保期】 (数日後)	自治組織の立ち上がり 自治組織の確立	・自治組織への協力 ・ボランティアとの調整
【学校機能再開期】 (数週間後)	避難所機能と学校機能の同居 避難所機能の解消と学校機能の正常化	・学校機能再開のための準備
	日常生活の回復	

2-（2）個別の危機管理-⑤気象災害への対応

【気象警報発表時の対応】

2019年度 奈良女子大学附属中等教育学校



【定期考査期間の場合】午前11時の時点で警報が解除されている場合、午後1時30分までに登校し、当該定期考査を受けること。

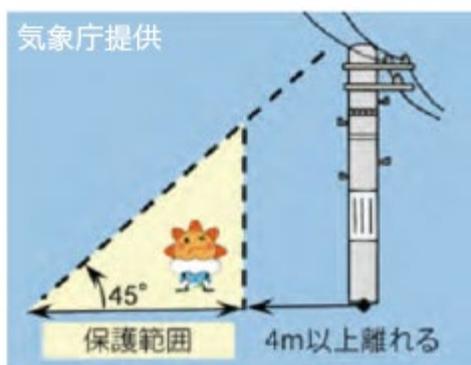
※なお、近隣交通機関が運休を発表した場合などには、上記によらず、休校を判断する場合があります。その場合は緊急連絡網および本校ホームページを通じて連絡する。

【雷への対応】

安全配慮義務として、学校関係者は生徒が屋外で活動中、落雷の予兆があった場合は、速やかに活動を中止し、危険性がなくなると判断されるまで、安全な場所に避難し、生徒の安全確保を最優先事項として行動します。

以下のような対応をする。

- 雷注意報発表の有無にかかわらず、雷鳴が聞こえたり、雷雲が近づく様子があったりする場合は、屋外での活動を直ちに中断し、速やかに屋内に避難させる。
 - 雷鳴が遠くかすかに聞こえる時も、落雷する危険信号と考えて直ちに活動を中止する。
 - 避難は、近くの建物、自動車、バスの中など、安全な空間に入る。
 - 周囲に建物がない場合は、足を閉じてしゃがみ、身を低くする。
 - テントやトタン屋根の小屋は危険である。
 - 高い木には落雷しやすいので、4 m以内には近づかないこと。
- ※ 人間は、木よりも電気が通りやすいので、木から人間に雷が飛び込む「側撃」という現象が起こる危険がある。
- 下校前の場合は、学校に生徒を待機させる。



電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4 m以上離れたところに退避する。

【竜巻への対応】

竜巻は、発生予測が難しく移動速度も速いことから、発生時には迅速な対応が必要です。積乱雲が発生していたり雷鳴が聞こえたり、不安定な気象状況が見られたら、気象に関する情報を収集するとともに、竜巻の予兆につながる状況が見られたら、竜巻注意情報の有無にかかわらず、警戒態勢をとり、竜巻が発生した際の対応の準備をする必要があります。

< 竜巻の予兆 >

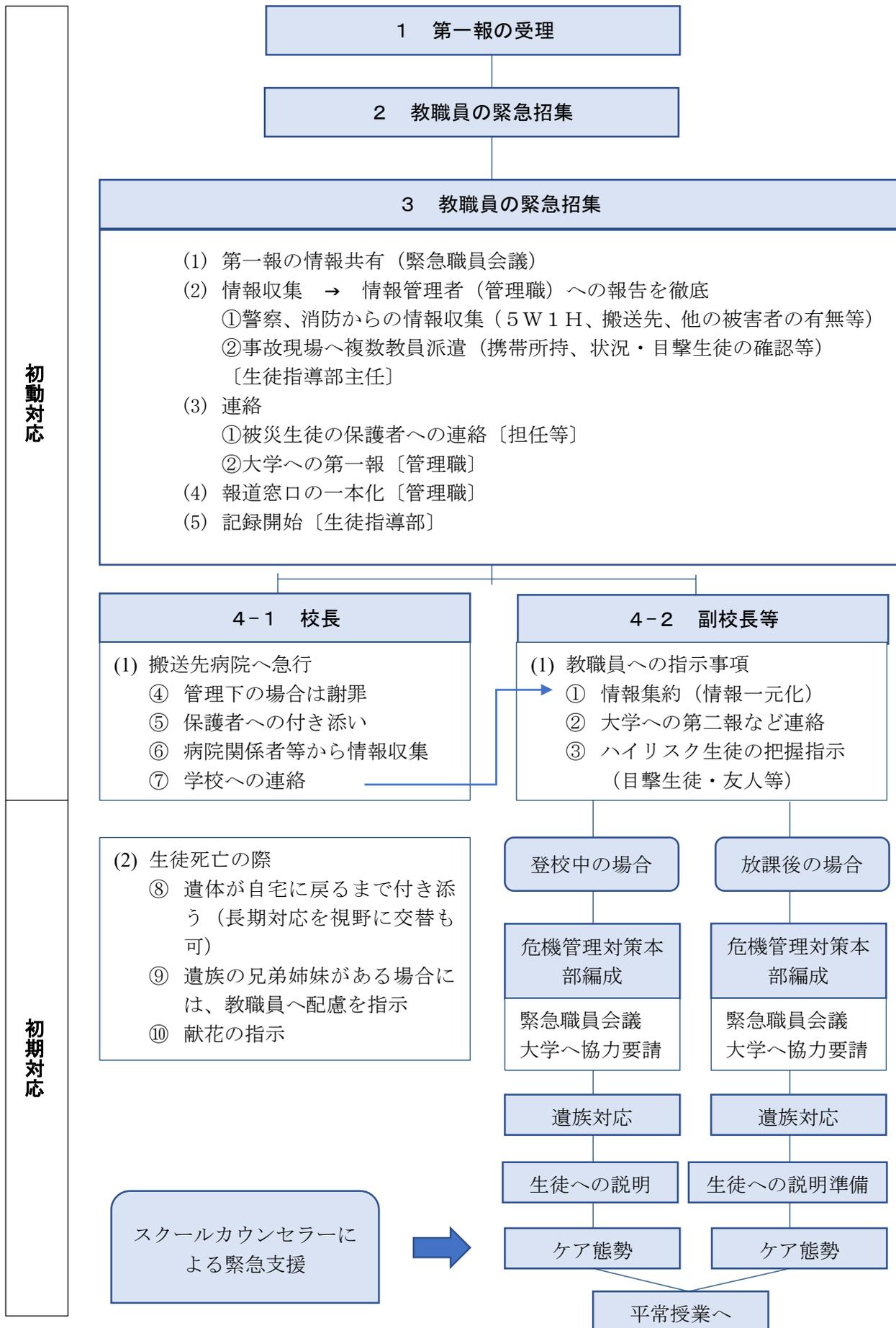
- 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- 冷たい風が吹き出す。
- 大粒の雨やひょうが降りだす。

< 避難の留意点 >

- 教室にいる場合は、窓を閉め、カーテンを引き、窓ガラスからできるだけ離れて、机の下に入るなど、避難姿勢をとる。
- 教室以外の校舎内にいる場合は、風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所に避難する。
- 屋外にいる場合は、校舎など頑丈な建物に避難する。
- 登下校中の場合は、近くの頑丈な建物や地下などに避難し、建物に避難できない場合は、くぼみなどに身を伏せ、横風を受けないようにする。

2-（2）個別の危機管理- ⑥交通事故への対応

【交通重大事故発生後の対応】



2-（2）個別の危機管理- ⑦衛生問題発生時の対応

学校での食中毒や感染症の疑いがある場合、医療機関や関係諸機関と連携して、組織的に対応します。

【事故発生からの対応のポイント】

- 異常（下痢や嘔吐、発熱等）を訴える生徒や欠席者が全学年にわたる場合や共通の症状がみられる状況であれば食中毒の可能性を想定し、欠席生徒も含めた有症者の数を症状別に把握し、速やかに大学に報告する。
- 学校医や保健所から地域の感染症の情報を得る。
- 感染症の疑いも視野に入れた場合、発生前2週間内に食物を扱った実習や行事等についても把握する。
- ノロウイルスや腸管出血性大腸菌感染症等の感染拡大が考えられる場合には、大学の指示を受けながら感染拡大防止に努める。
- 食中毒の疑いがあるときは、学校医、学校薬剤師、大学、保健所に連絡し、その指示を受ける。

【処置、報告等】

- 学校医、学校薬剤師に連絡し、患者の措置について相談し対応する。
- 管理職は、事故の概要の第一報を大学に連絡し、文書にて事故報告を行う。
- 教職員間の情報共有を行ったうえで、健康状況に応じ、授業や行事の実施の可否を判断し、翌日以降の健康診断、出席停止、臨時休業、消毒、その他事後の計画を立てる。
- 管理職は、教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。
- 報道関係には、管理職が責任をもって対応できる体制をとる。

【生徒・保護者への連絡】

- 生徒・保護者に状況を説明し、衛生管理や予防措置について注意を呼びかける。
- 検査や調査についての協力を要請する。
- 入院している生徒や登校していない生徒については、担任と学年主任が中心となって速やかに見舞うとともに、保護者に改めて状況を説明する。

【事後措置】

- 管理職は、情報を整理して事故の原因を調査して状況報告書を作成し、大学に提出する。
- 要点をまとめ整理したうえで、教職員へ周知し、再発防止に努める。
- 施設設備上の問題点で整備が必要であればその対策を検討し、大学・関係機関等と協議し、改善を図る。
- 調理従事者には衛生管理・食中毒防止について周知徹底を図り、研修会等の機会をとらえて事故の再発防止を図る。
- 生徒の心のケアに努める。
- 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明を行う。

【学園祭等の行事における食中毒防止について】

- 保健所の指導を遵守し再発防止策を徹底する。
 - 事故発生の原因を究明し、再発防止に必要な手立てを講じる。
 - 調理に関する書類を整理する。
- ※ 献立表、調理作業行程表、調理従事者の検便検査結果、調理従事者の個人別健康記録簿、事故発生の経過を時系列でまとめたもの 等

【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】

(1) 基本的な感染症対策の徹底

手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底すること

(2) 日常の健康管理や発熱等の風邪の症状がみられた場合の対応

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけること

次のような症状がみられた場合は「帰国者・接触者相談センター」に相談すること

- ・風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※ 相談窓口 帰国者・接触者相談センター TEL 0742-27-1132<奈良県庁>

新型コロナウイルス相談センター TEL 0742-27-8658

奈良市保健所 TEL 0742-34-5129

奈良女子大学新型コロナウイルス対策本部 TEL 0742-20-3233

奈良県庁 TEL 0742-27-1132 FAX 0742-22-5510

平日 8:30~21:00 土・日・祝 10:00~16:00

夜間でも保健所での電話対応が可能

(3) 集団感染を防ぐために

適切な環境の保持に努める

- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けること
- ・風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は避けること

(4) 臨時休業を行う場合における配慮事項

(保健管理に関すること)

- ・新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であることを周知すること
- ・自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うこと

(教育課程に関すること)

- ・学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課すなどの措置を講じること
- ・進級、卒業の認定等に当たって、弾力的に対処し、不利益が生じないように配慮すること

(教職員の出勤等の服務に関すること)

- ・基本的に勤務することになるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、条例等にのっとり教職員の服務について適切な取扱いを行うこと

【新型コロナウイルス感染症に関する参考資料】

○新型コロナウイルス感染症に備えて ~一人ひとりができる対策を知っておこう~

(首相官邸・厚生労働省) (<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>)

○感染症対策 (首相官邸・厚生労働省) <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000059534.pdf>

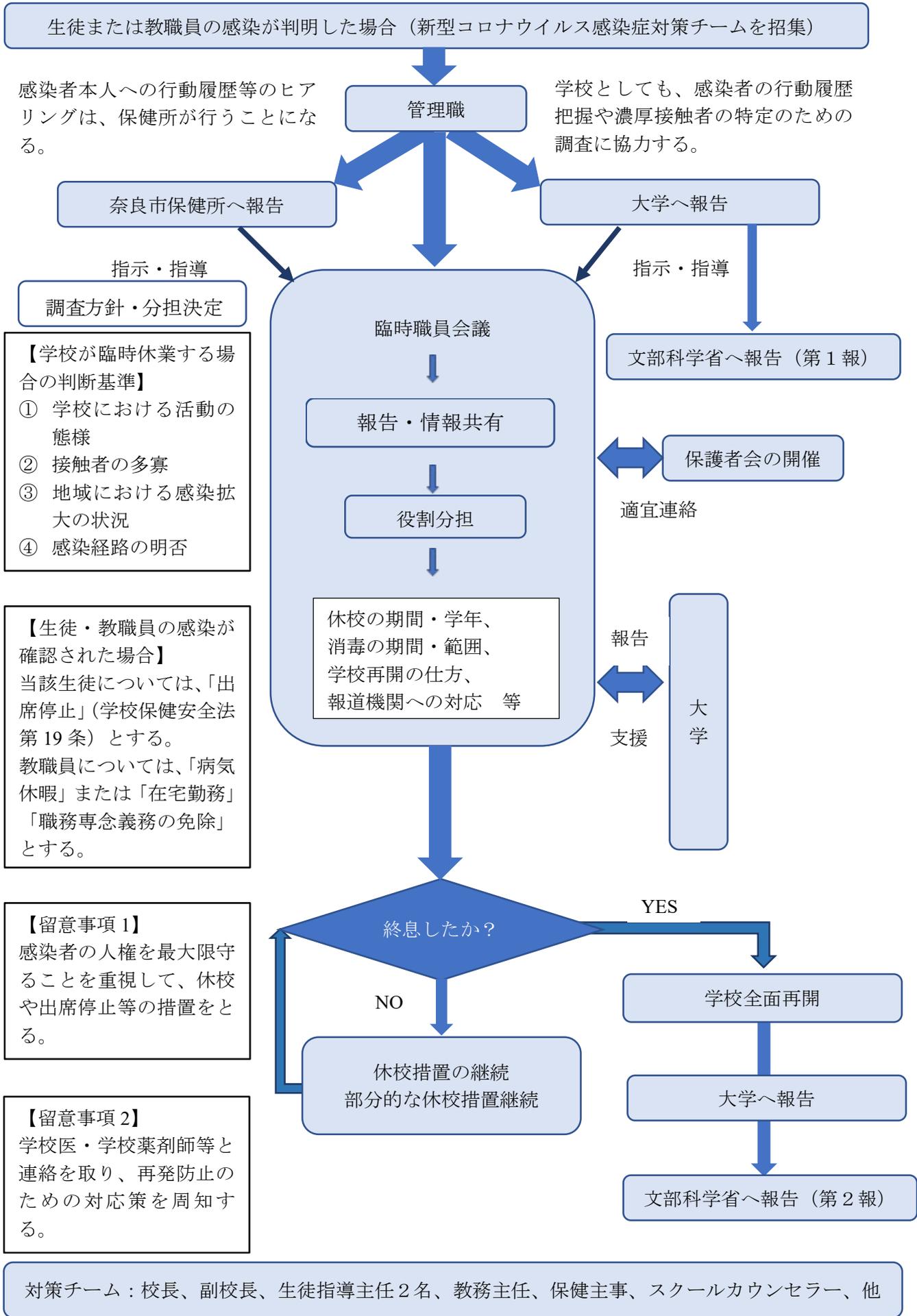
○新型コロナウイルス感染症 Q&A (首相官邸・厚生労働省)

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000060227.pdf>

○感染症対策 (首相官邸) <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000058988.pdf>

○学校において予防すべき感染症の解説 (日本学校保健会平成 30 年 3 月)

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000058988.pdf>



児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止等】

学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- ・設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況も伝える。
- ・感染者が児童生徒の場合、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止措置。感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。



【設置者から保健所に相談】

設置者は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に相談。



【保健所による調査】

保健所は、必要な情報を収集し（調査）、濃厚接触者の特定等を実施。
学校及び設置者は、上記調査に協力。



【設置者が臨時休業の要否を判断】

設置者は、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の要否を検討。

右以外の場合

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

- ・学校教育活動を継続
※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
- ・濃厚接触者がいる場合には、
濃厚接触者が児童生徒の場合、出席停止措置。
濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

学校保健安全法第 20 条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合のイメージ（例）

- ・家庭内感染ではない感染者が、複数発生
- ・感染者が不特定多数との間で、マスク着用なしで、近距離での接触があった

【新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応マニュアル】

【具体例】

教職員への緊急連絡（スクールマイスター＃または電話）

- 1 ○月○日（○）○○時 ●年●組（●番）氏名■■の新型コロナウイルス感染が確認されました。
- 2 明日、明後日は学校を閉鎖し、臨時休業とします。
- 3 ○月○日から■■と直接接触したと思われる先生は自宅待機をお願いします。
- 4 それ以外の先生は明日定刻に出勤してください。
- 5 この後、出勤の確認をメールに返信してください。（例：吉田隆、明日、出勤します）メールの返信がない場合に電話連絡します。
- 6 生徒・保護者には緊急連絡網にてお知らせします。情報発信は学校で一本化しますので、個人情報の取扱には十分に注意してください。

生徒・保護者への緊急連絡（スクールマイスター＃）

（文例）○月○日（○）○○時 本校で新型コロナウイルスに感染した生徒が確認されました。本日より○月○日（○）まで臨時休業（学校閉鎖）とします。濃厚接触者については現在調査中であり、PCR検査が必要となる場合は追って連絡します。生徒の皆さんは外出せずに体調管理に十分注意してください。生徒の皆さん、保護者の皆様には不安な思いをさせますが、今後の対応等必要な情報については、必ず学校より連絡します。外部関係機関との電話回線確保のため、学校への問い合わせにつきましては、緊急の場合を除いて控えていただきますようお願いいたします。

※生徒の皆さんへ 新型コロナウイルスの感染については、誰も感染者・濃厚接触者になる可能性があります。誤った情報や噂に左右されることなく、感染者の心情を思いやり、回復を待ちましょう。互いの人権を尊重し合うことがこれまで以上に大切となります。絶対にSNS等に感染のことを書き込んだりしてはいけません。

新型コロナウイルス感染症対策チーム

メンバー：校長、副校長、生徒指導部主任2名、教務部主任、保健主事、当該学年主任および担任、当該部活動顧問、スクールカウンセラー、必要に応じて外部専門家等校長が必要と認めた者

- 役割
- ① 生徒・保護者からの状況確認（学年主任および担任）
 - ② 大学や関係部署（文科省・教育委員会等）への連絡（校長および副校長）
 - ③ 保健所との連絡（保健主事）
 - ④ 教職員へのメール発信（校長および副校長）
 - ⑤ 出勤可能な教職員の確認（電話連絡：生徒指導部主任）
 - ⑥ 生徒・保護者へのメール発信（校長および副校長）
 - ⑦ 教職員の動きの確認（対策チームによる会議）
 - ⑧ 生徒対応（生徒指導部主任）
 - ⑨ スクールカウンセラー等外部専門家への連絡（保健主事）
 - ⑩ 記録（保健主事・生徒指導部主任）

想定される動き

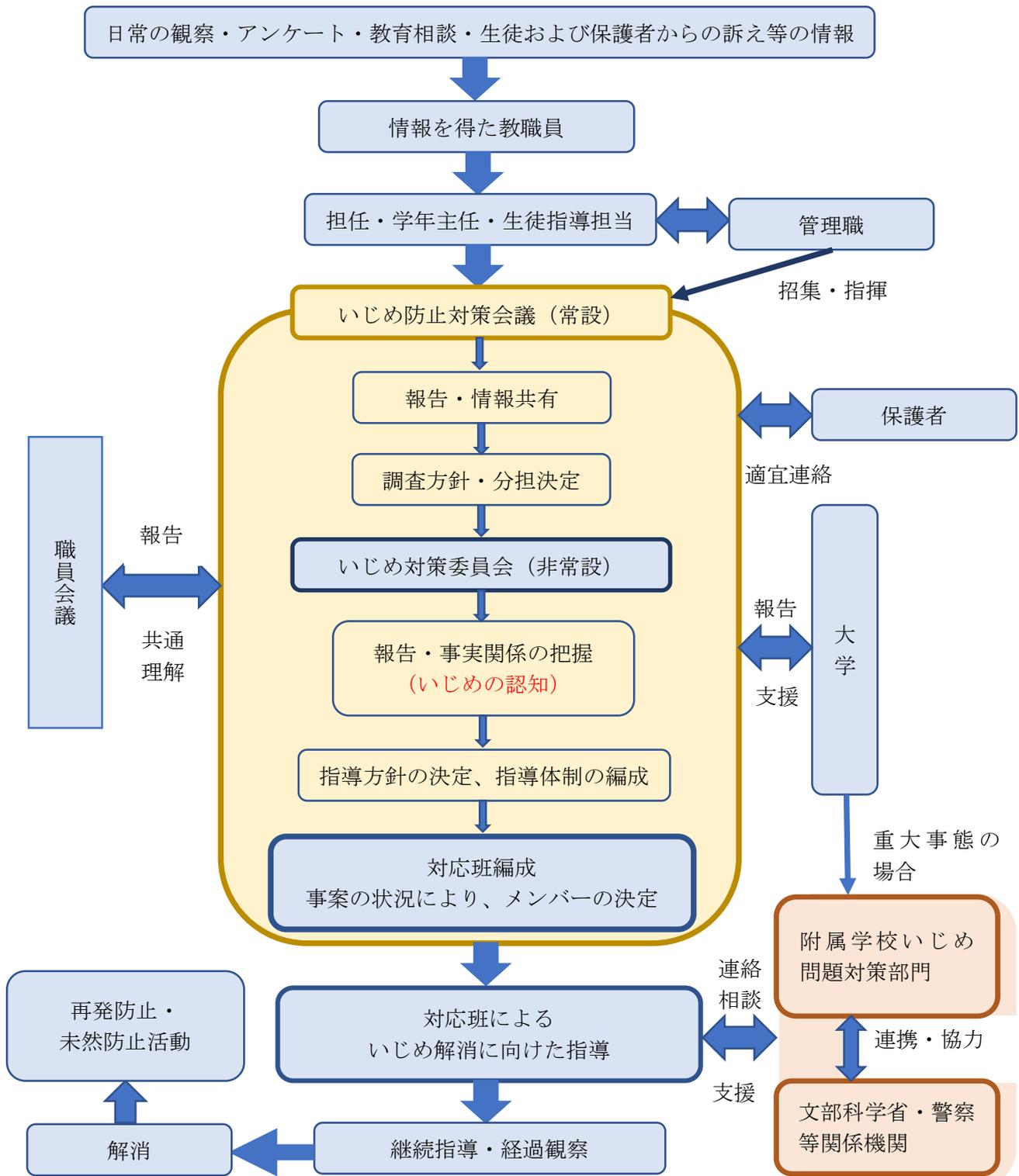
- ① 感染者の行動記録の詳細確認
- ② 濃厚接触者の把握
- ③ 対策チーム内の情報共有（感染者の行動記録の最終確認）
- ④ 職員会議での情報共有（経過等、今後の動きの確認）

- ⑤ 保健所による現地調査（消毒場所の確認等）
- ⑥ 校内消毒作業（教職員または業者）
- ⑦ P C R検査の実施計画策定（ドライブスルー方式等）
- ⑧ P C R検査実施の方法や日時を連絡（当該学年・生徒指導部）
- ⑨ P C R検査結果の確認（教務主任中心に）
- ⑩ 学校再開の方策検討（対策チーム会議）
- ⑪ 職員会議（情報共有）
- ⑫ 生徒・保護者への連絡メール（校長および副校長）
- ⑬ 学校再開時の確認事項（文書作成：校長および副校長）
- ⑭ 関係部署（大学・文科省・教育委員会等）への報告文書作成（校長および副校長）
- ⑮ 記録の確認（対策チーム会議）

2-（2）個別の危機管理- ⑧いじめ問題発生時の対応

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものです。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせたりします。本校では、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを見て見ぬふりをしないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する理解を深めていくために、いじめ防止のための対策を組織的に実施します。

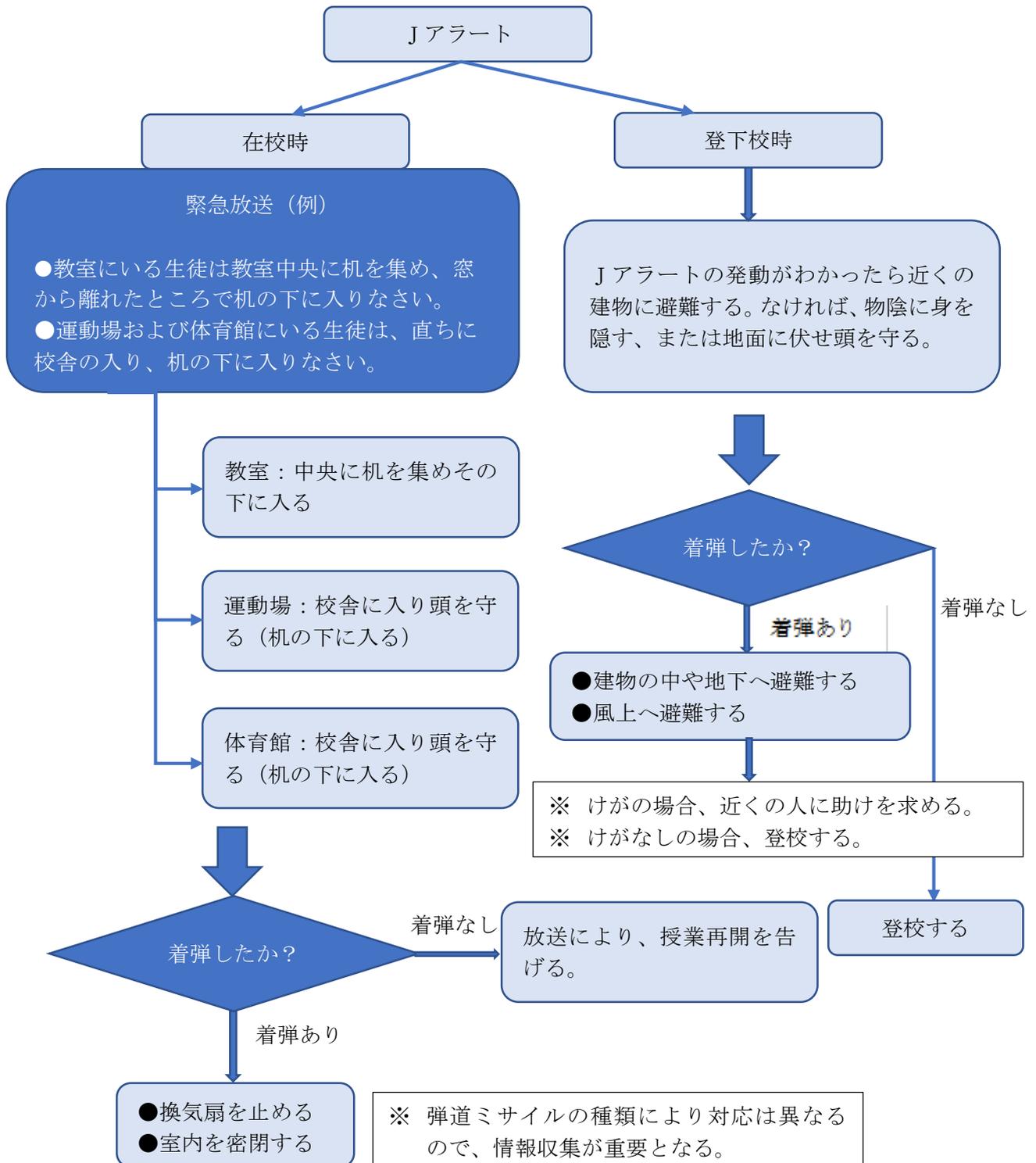
本校では、いじめの訴え等の情報を得た場合、「いじめ防止対策基本方針」に基づき、以下のような組織的対応を行います。



2-（2）個別の危機管理- ⑨新たな危機事象発生時の対応

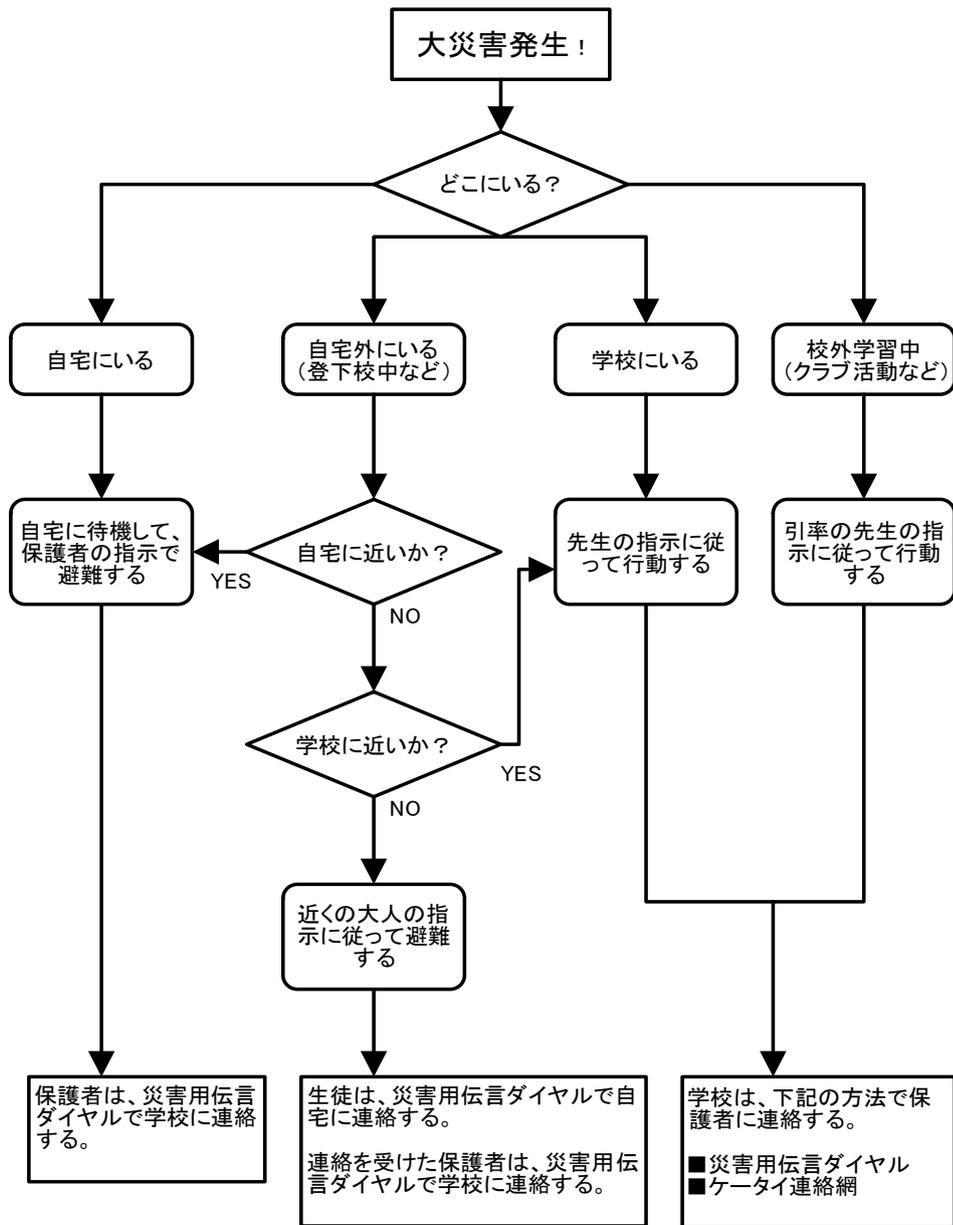
生徒を取り巻く環境は日々変化しており、事件・事故・自然災害のみならず、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害も顕在化しています。また、学校への犯罪予告や弾道ミサイル発射等の事案への対応が求められる状況において、社会情勢の変化に応じた適時適切に危機管理の在り方を見直し、常に最新の状況把握の下、生徒たちに適切に対処する力を身につけさせます。

【ミサイルへの対応】



2-（3）事後の危機管理- ①生徒等の安否確認

【大災害発生時の状況別対応マニュアル】（通常連絡ができない場合を想定）



■災害用伝言ダイヤルの利用方法
「171」をダイヤルする(ガイダンスに従って操作する)
→録音する場合は「1」、再生する場合は「2」をダイヤルする

→自宅に伝言する場合、「0××-×××-××××」(市外局番からダイヤルする)
ガイダンスに従って音声を入力
例:「たかしです。いま木津第一中学校に避難しました。無事です。」(30秒以内)

→学校に伝言する場合、「0742-26-2571」
ガイダンスに従って音声を入力
例:「2年C組45番の吉田隆です。自宅に家族全員一緒にいます。全員無事です。」(30秒以内)

→再生する場合、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、市外局番からダイヤルする

- [収集する情報]
- 生徒本人、家族の安否や心身の健康状態
 - 居住する家屋の被害状況
 - 避難先の確認
 - ライフラインの状況
 - 周囲の状況

2- (3) 事後の危機管理- ②引渡しと待機

【大雨や落雷等の自然災害での引渡しの判断】

大雨が降っていたり、雷が鳴っていたりしている場合は、学校に待機させます。気象情報や警報等の情報を速やかに収集し、危険に遭わないよう、生徒の安全第一を優先して判断します。

【引渡しの判断基準】

引渡しの判断時には、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどの情報を複数の方法で収集し、生徒等の安全を最優先して判断します。その際の、判断基準は以下のとおりです。

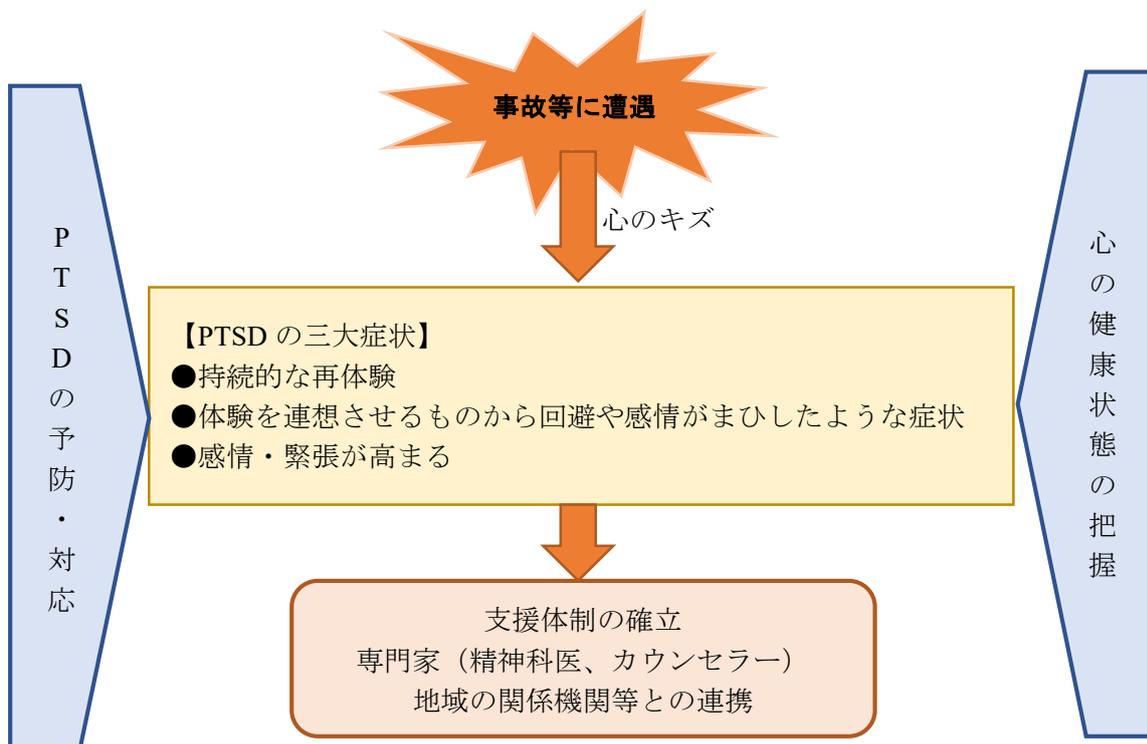
- 通学路に被害が発生していないか
- 地域の被害が拡大するおそれがないか
- 下校の時間帯に危険が迫ってこないか
- 引渡す保護者にも危険が及ばないか

2- (3) 事後の危機管理- ③教育活動の継続

生徒等の安全が一旦確保された後は、その後の対応や対策についての方針・具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定します。

- 校舎内の安全な場所で学習スペースを確保します。
- 事故の発生現場の使用を避けた校舎の使用計画を作ります。
- 養護教諭・スクールカウンセラーや学校医等と連携し、生徒の心身の状態に配慮しながら計画します。

2- (3) 事後の危機管理- ④心のケア



2-（3）事後の危機管理- ⑤保護者への対応と支援

学校の管理下における事故等については、発生原因の究明やそれまでの安全対策の検証など、再発防止のための対策を講じる必要があります。保護者への十分な説明と継続的な支援がおお止められます。

- 事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを記録・整理しておきます。
- できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知りえた事実は、被害生徒の保護者に対して正確に伝える等、責任のある対応を行います。
- 保護者間に憶測に基づく謝った情報が広がることを防ぐために、被害生徒以外の保護者に対しても、状況に応じて、学校から速やかに正確な情報を伝えることが必要です。
- 窓口は一本化し、管理職とします。

2-（3）事後の危機管理- ⑤報道への対応

【基本方針】

報道機関から取材の要請がある場合は、生徒、保護者に対応するのと同様に、生徒および教職員の個人情報に十分配慮しながら、誠意をもって対応します。

- 報道機関への対応は管理職に一本化します。
 - 取材要請を受けた際、次の点を確認した上で、対応する日時を約束し、誠実にかつ公平に対応します。
 - ①社名 ②記者名 ③連絡先 ④取材意図
 - 事前に十分に事実関係を把握し、次の点を取りまとめて対応します。
 - ①事案の概要 ②事案の経緯と原因 ③学校が取った対応
 - ⑤事案に対する学校の見解
- 《報道機関への依頼》
- 生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持するため、必要に応じて次の点について報道機関に依頼し、理解・協力を求めます。
- ① 生徒および教職員への取材制限 ②校内の立ち入り制限
- ※ 取材の要請が多いようであれば、必要に応じて報道機関を集めた記者会見を開催します。
- ※ テレビ取材を想定して、会場、出席者、発表形態等を検討します。

3 資料編

3-① 奈良女子大学附属中等教育学校「いじめ防止対策基本方針」

平成 26 年 3 月 18 日
平成 28 年 4 月 21 日改訂
平成 30 年 3 月 22 日改訂

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものです。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせたりします。

ある行為がいじめにあたるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場にたつことが必要です。いじめられている生徒もいじめている生徒も、本人がいじめと気づかない場合もあるので、その生徒や周りの状況等を学校はしっかりと確認しなければなりません。「私ならば、この程度やられていても平気だ」というのは認められません。その生徒の心身が傷つけば、それはいじめなのです。

また、いじめは、加害者・被害者という二者関係だけではありません。HR や部活動等の所属集団のなかで、決まりや規律が守られなかったり、問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり、おもしろがったりする者や、「傍観者」として見て見ぬふりをする者がいることにも気をつける必要があります。

本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを見て見ぬふりをしないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する理解を深めていくために、いじめ防止のための対策を行っていきます。具体的には、以下の3つのことに取り組んでいきます。

- (1) いじめ防止の対策によって、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにしていきます。
- (2) いじめ防止の対策では、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにしていきます。
- (3) いじめ防止の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることをふまえて、奈良県、奈良市、地域住民、家庭その他の関係機関と連携しながら、いじめ問題を克服していきます。

第1章 いじめの問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対し、本校生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上も含む）であって、生徒本人が心身の苦痛を感じているもの」です。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

2 いじめの特質

いじめの特質には、以下のようなものがあります。

- (1) いじめは、目に見えにくいもの
- (2) いじめは、人に相談しにくいもの
- (3) いじめは、いつでもどこでも、だれにでも起こり得るもの
- (4) いじめのかたち（様態）は、ひやかし、からかいから犯罪にあたるものまで多種・多様なもの
- (5) いじめは、いじめられる側とそれ以外の者の認識が違っていることがあるもの
- (6) いじめは、複雑化・深刻化すると命にかかわるもの

3 いじめの種類

いじめの具体的なかたち（様態）は、以下のようなものがあります。

- (1) ひやかし、からかい、悪口やおどし文句、イヤなことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話、インターネット上や SNS 等で、^{ひぼうちゆうしょう}誹謗中傷 やイヤなことをされる
等です。

第2章 組織の設置

1 「いじめ防止対策会議」の設置

校内におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処等に関する措置を実施
的かつ組織的に行うために常設の組織「いじめ防止対策会議」を設置します。

2 「いじめ防止対策会議」の構成者

(1) 校長 (2) 副校長 (3) 主幹教諭 (4) 生徒指導部主任 (5) 人権担当教諭
原則として、議長は副校長が務めます。

3 「いじめ防止対策会議」の役割

- (1) 学校基本方針に基づく取り組みの実施、「いじめ防止指導計画」の作成・実行・検証・修正、
そして生徒や保護者への説明責任を果たします。
- (2) 教職員のいじめへの共通理解を深めます。
- (3) いじめの疑いに関する情報を把握した場合に、いじめとして対応すべき事案かどうかの判断
を行います。
- (4) 事案によっては、外部の組織、専門家に協力を依頼します。

4 いじめに該当する事態が生じた場合、いじめ防止対策会議は「いじめ対策委員会」を組織します。

- (1) 委員長は、いじめ防止対策会議が任命します。
- (2) 委員会は、

主幹教諭、生徒指導部主任、学年主任、学級担任、生徒指導部教員、養護教諭、部活動顧問、
スクールカウンセラーなど、事案に応じて柔軟に構成します。また、必要に応じて、外部専
門家を委員に加えることができます。

- (3) 委員会は、必要に応じて、自己検証委員会を設置することができます。

第3章 いじめの防止

1 いじめ未然防止の方法

いじめを未然に防止するためには、本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決し
て許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく
認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、品格のある人間関係を構築する教養を涵養すること
が必要です。そのために、以下の7つのことに日常的に取り組みます。

- (1) 「自由、自主、自立」の精神に基づいて、「豊かな人間性」「高い規範意識」「国際的な人権感覚」を兼ね備えた人間を育成します。
- (2) 知識基盤社会に求められる学び続ける力を育成する「質の高い授業」を目指します。
- (3) 自己有用感、自己肯定感、温かい人間関係を構築する能力を育成します。
- (4) 保護者並びに関係者との連携を図り、いじめ防止をすすめていきます。
- (5) 学年、保健室、学校カウンセラーが連携し、情報を共有します。
- (6) 携帯電話、スマートフォン、インターネット等の利用に関する情報モラルの教育を行います。
- (7) 気になることを見逃さず、お互いに伝え合う職員集団をつくります。

2 いじめの早期発見、対策の検証・評価

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要です。ささいな兆候であっても、「確かな初動対応が決め手である、いじめではないか」との疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。

- (1) 定期的な個人面談期間を設定します。
 - ①年2回
 - ②HR 担任が HR 生徒全員と個別面談を行います。
- (2) 定期的なアンケート調査を実施します。
 - ①「いじめアンケート」を年2回行います。
 - ②「学校生活アンケート」を行います。
- (3) 生徒一人ひとりの状況を把握することに努め、生徒から情報が入りやすい環境づくりをします。
- (4) 保護者との丁寧な連絡・連携、協力依頼につとめます。
- (5) 「いじめアンケート」「学校生活アンケート」など、いじめの防止のための取り組みを検証、評価、改善点を共有する研修を行い、職員の資質を向上させます。

第4章 いじめに対する措置

1 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめ対策委員会を組織し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行います。

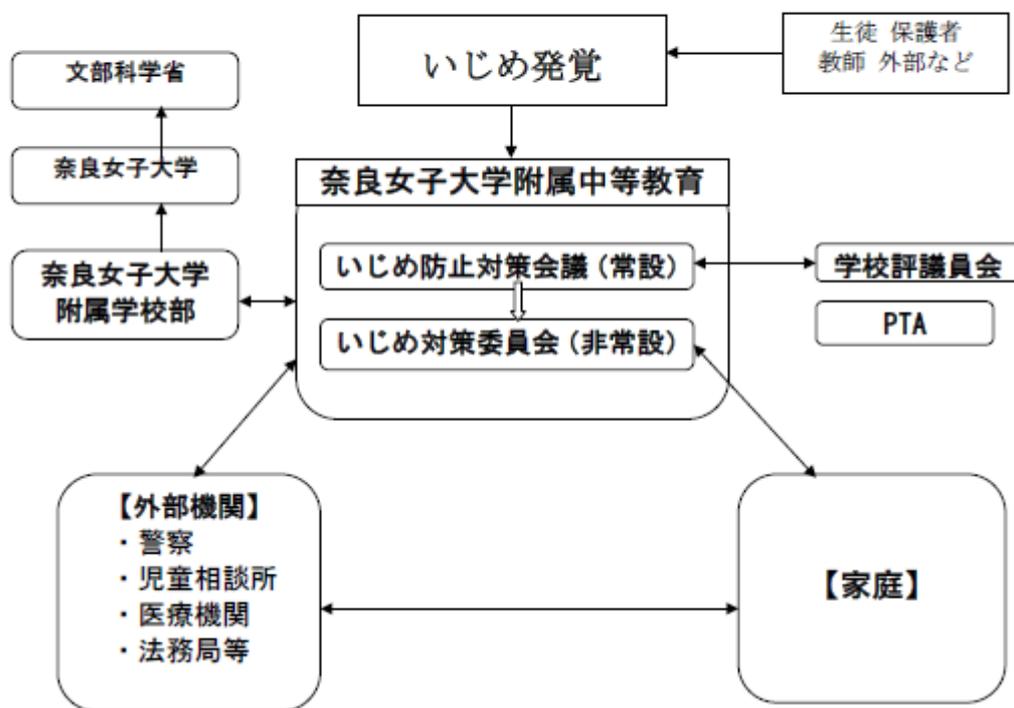
対応の手順は以下のとおりです。

- (1) 事実確認
- (2) 情報共有
- (3) 指導体制・方針の決定
- (4) 生徒への指導・支援
- (5) 再発防止

また、対応を進める中で、家庭や奈良女子大学への報告や相談、事案に応じて PTA や学校評議員会、警察などの外部関係機関とも連携します。

2 組織図

組織図 いじめに対する措置 いじめ防止対策会議—いじめ対策委員会



3 組織的対応

いじめが確認された場合は、「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに次のように組織的に対応します。

- (1) 関係者に対して、すみやかに事実の確認を行います。その結果をいじめ防止対策会議を通じ奈良女子大学に報告します。
- (2) いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめをうけた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- (3) いじめを受けた生徒が安心して学校生活をおくれることを優先し対応します。
(必要があると認められる場合は、いじめを行った生徒については、一定期間、別室等で学習させるなど必要な措置を講じます。)
- (4) いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、奈良女子大学及び所轄警察署等と連携して対処します。
- (6) 関係集団の生徒に対して、当事者だけの問題にとどめず、いじめの「観衆」「傍観者」からいじめを抑制する仲介者への転換を促す指導を関係教員に指示します。

4 いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消したと考えることはできません。いじめが「解消している」状態とは、次のような要件が満たされ、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- (1) いじめに係る行為がやんでいること（概ね3ヶ月を目安とする）
- (2) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと（被害者本人及びその保護者に対し面談等で確認）

第5章 重大事態への対処

1 重大事態のケース

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたとき

- ア 生徒が自殺を画策した場合
- イ 身体に重大な損害を負った場合
- ウ 精神性の疾患を発症した場合
- エ 金銭を奪い取られた場合

(2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（30日程度）、学校を欠席しているとき

(3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

2 重大事態が発生した場合及び発生した疑いがあると認められる場合

(1) 奈良女子大学附属学校いじめ問題対策部門の設置

重大事態が発生した場合、本校の校長または副校長は、奈良女子大学に報告し、大学の判断のもと奈良女子大学附属学校いじめ問題対策部門を組織します。

(2) 部門は、附属学校におけるいじめの重大事態が発生した場合及び発生した疑いがあると認められる場合に調査を行い、対策を講じ、さらに必要に応じて事態を検証することを目的とする。

(3) いじめ問題対策部門の部門員

- ①副学長（教育・学生担当） ②附属学校部長 ③当該附属学校長 ④当該附属学校副校
⑤総務・企画課長 ⑤その他部門が必要と認められた者

第6章 その他

1 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校評価について、次の2点を加味し、適正に学校の取り組みを評価します。

(1) いじめの早期発見に関する取組について

(2) いじめの再発を防止するための取組について

2 いじめ等の相談窓口

奈良女子大学附属中等教育学校	0742-26-2571
子どもの人権110	0120-007-110
チャイルドライン	0120-99-7777
24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）	0570-0-78310
あすなろダイヤル（奈良県教育委員会）	0744-34-5560
ヤング・いじめ110番（奈良県警察本部）	0742-22-0110
子どもの悩みごと110番（奈良弁護士会）	0742-23-5166
中央こども家庭相談センター	0742-26-3788
高田こども家庭相談センター	0745-22-6079

○奈良女子大学附属学校いじめ問題対策部門設置要項
(平成29年2月15日規程第62号)

奈良女子大学附属学校いじめ問題対策部門設置要項
(設置)

第1 国立大学法人奈良女子大学附属学校運営会議規程第9条に規定する部門として奈良女子大学附属学校いじめ問題対策部門(以下「部門」という。)を置く。

(目的)

第2 部門は、附属学校においていじめの重大事態が発生した場合及び発生した疑いがあると認める場合に調査を行い、対策を講じ、さらに必要に応じて事態を検証することを目的とする。

(組織)

第3 部門は、次に掲げる部門員をもって組織する。

一 副学長(教育・学生担当)

二 附属学校部長

三 当該附属学校長

四 当該附属学校副校長

五 総務・企画課長

六 その他部門が必要と認めたる者

2 前項第六号の部門員は、学長が命ずる。

(任期)

第4 第3第1項第六号の部門員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(部門長)

第5 部門に部門長を置き、副学長(教育・学生担当)をもって充てる。

2 部門長は、部門を招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第6 部門が必要と認めるときは、部門員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務)

第7 部門の事務は、総務・企画課において処理する。

(雑則)

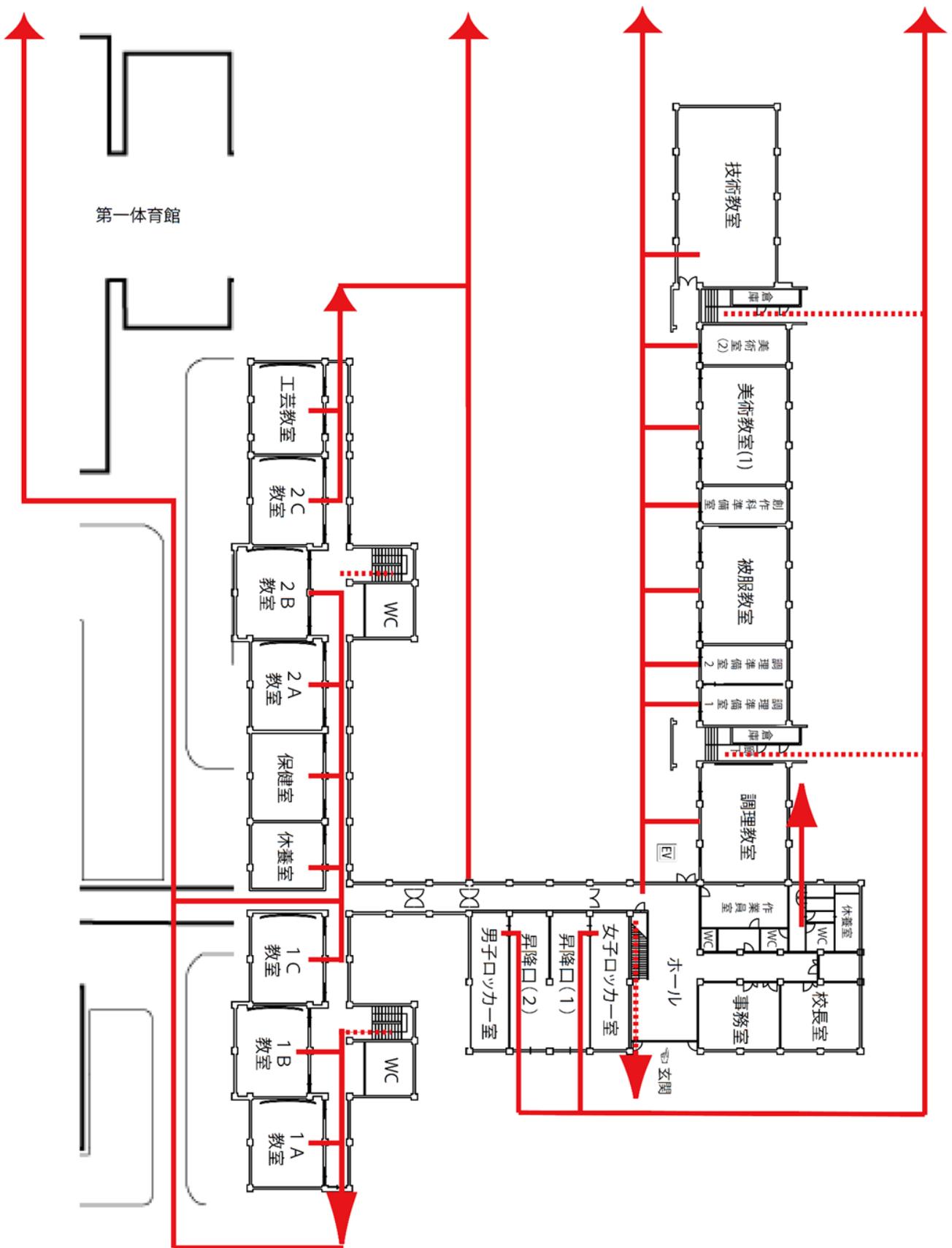
第8 この要項に定めるもののほか、部門の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要項は、平成29年2月15日から施行し、平成28年6月1日から適用する。

3-② 避難経路

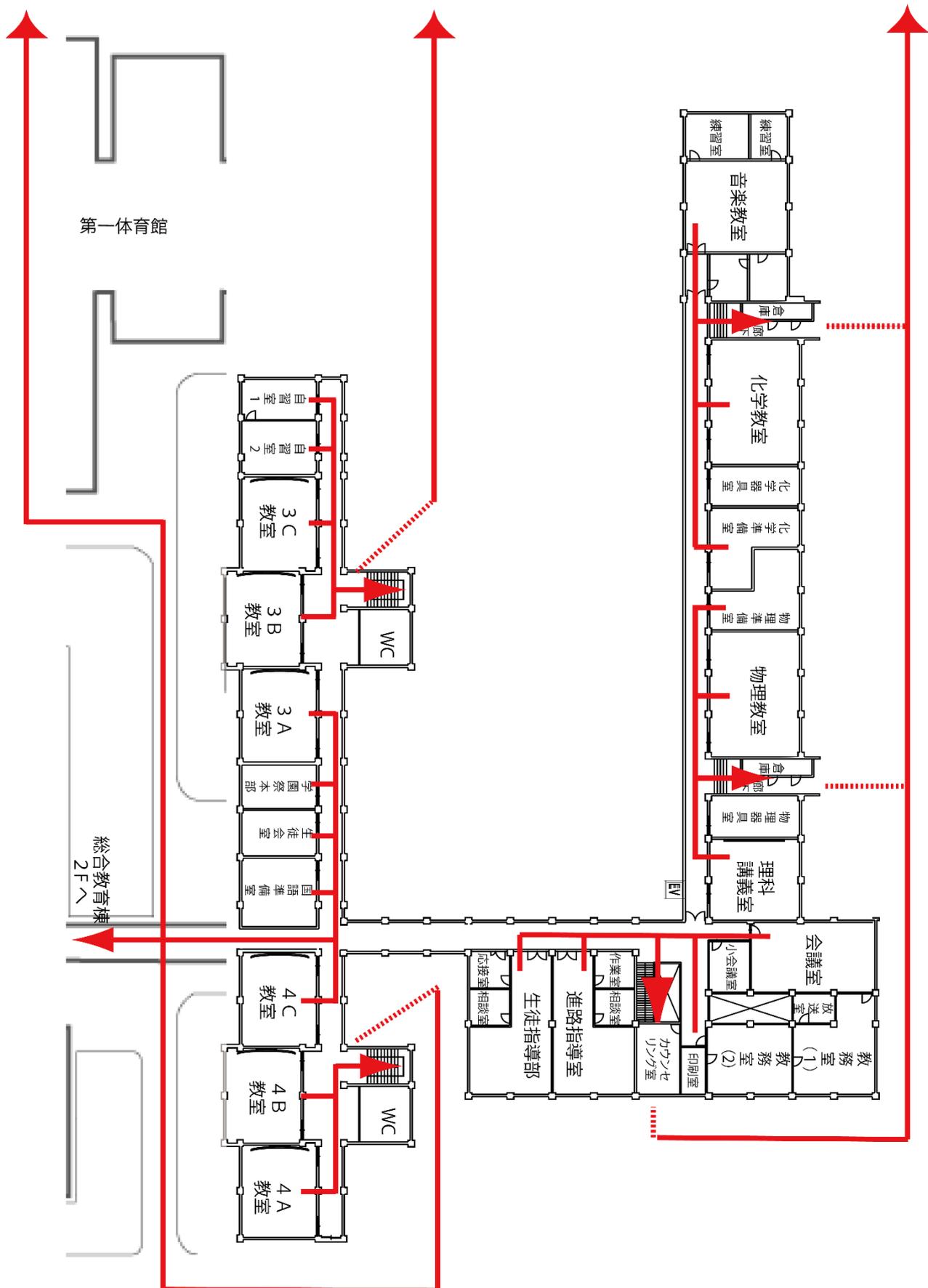
1階



2階

南館のシャッターが降りていたら…

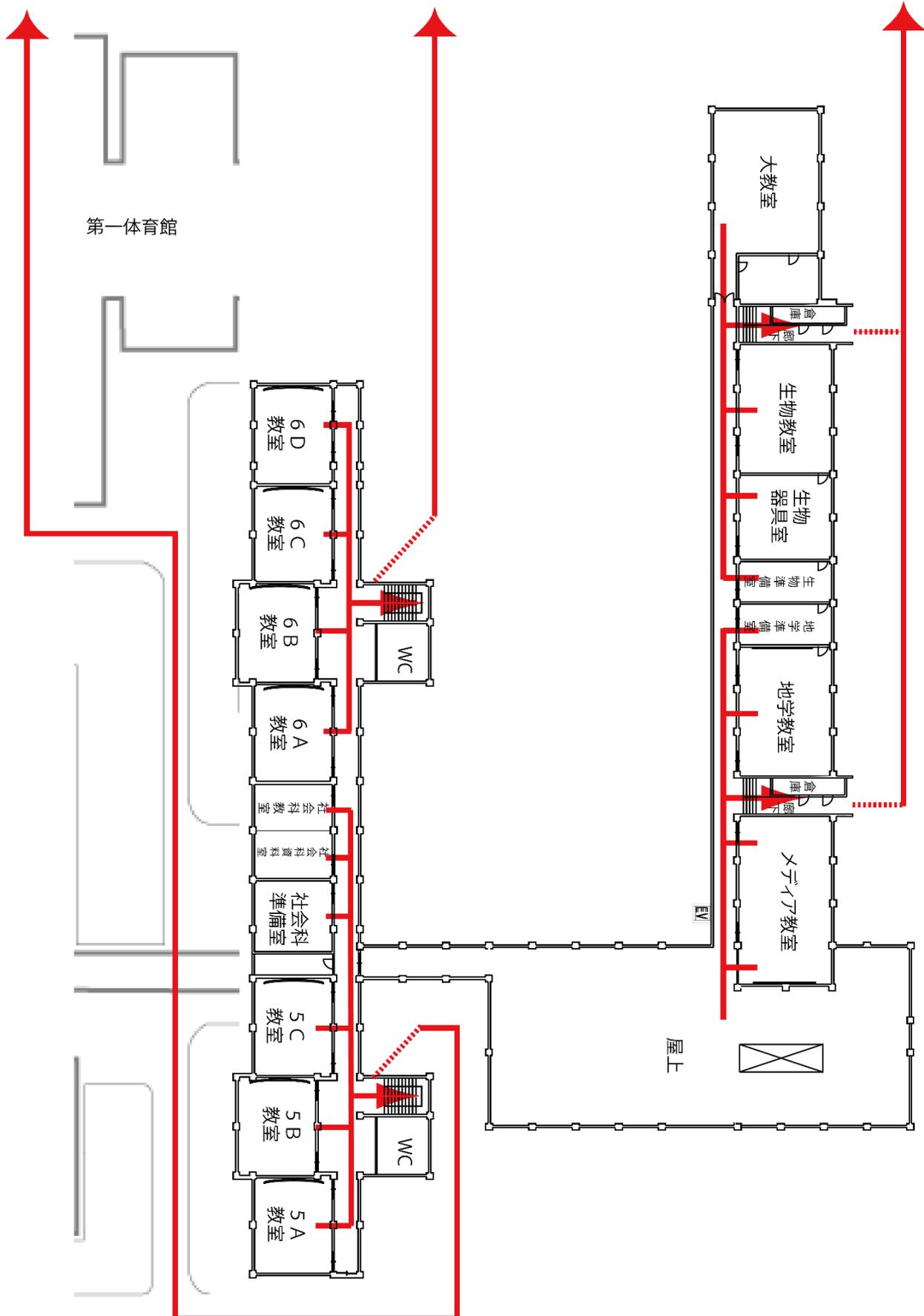
1Fの階段横の扉を開け、集合場所へ（東側の階段を降りた時は、1A東を通過して集合場所へ）



3階

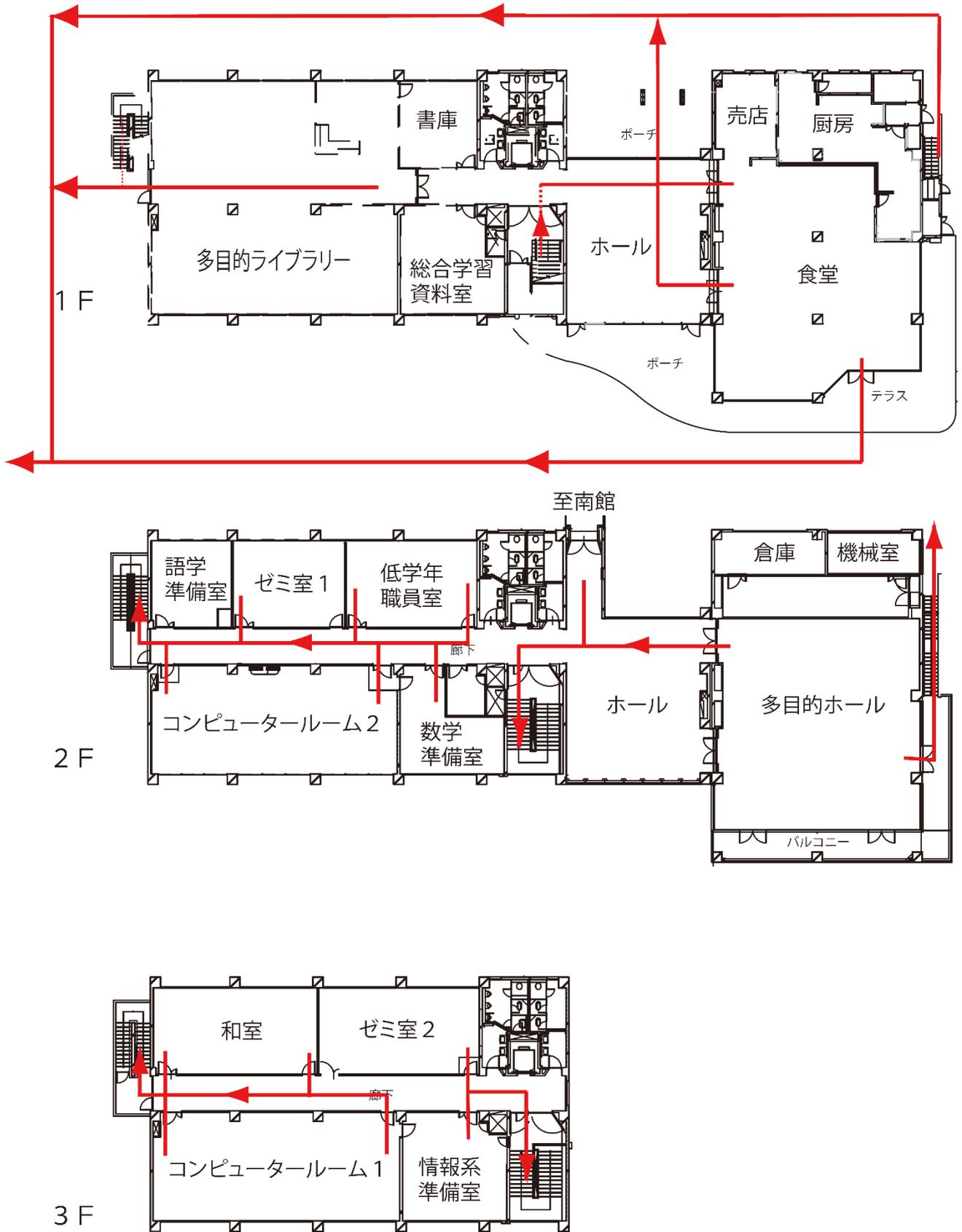
南館のシャッターが降りていたら…

1Fの階段横の扉を開け、集合場所へ（東側の階段を降りた時は、1A東を通過して集合場所へ）



総合教育棟

多目的ホールからの避難は2カ所に分かれて行く。中央階段は南館2階からの避難者も利用する。

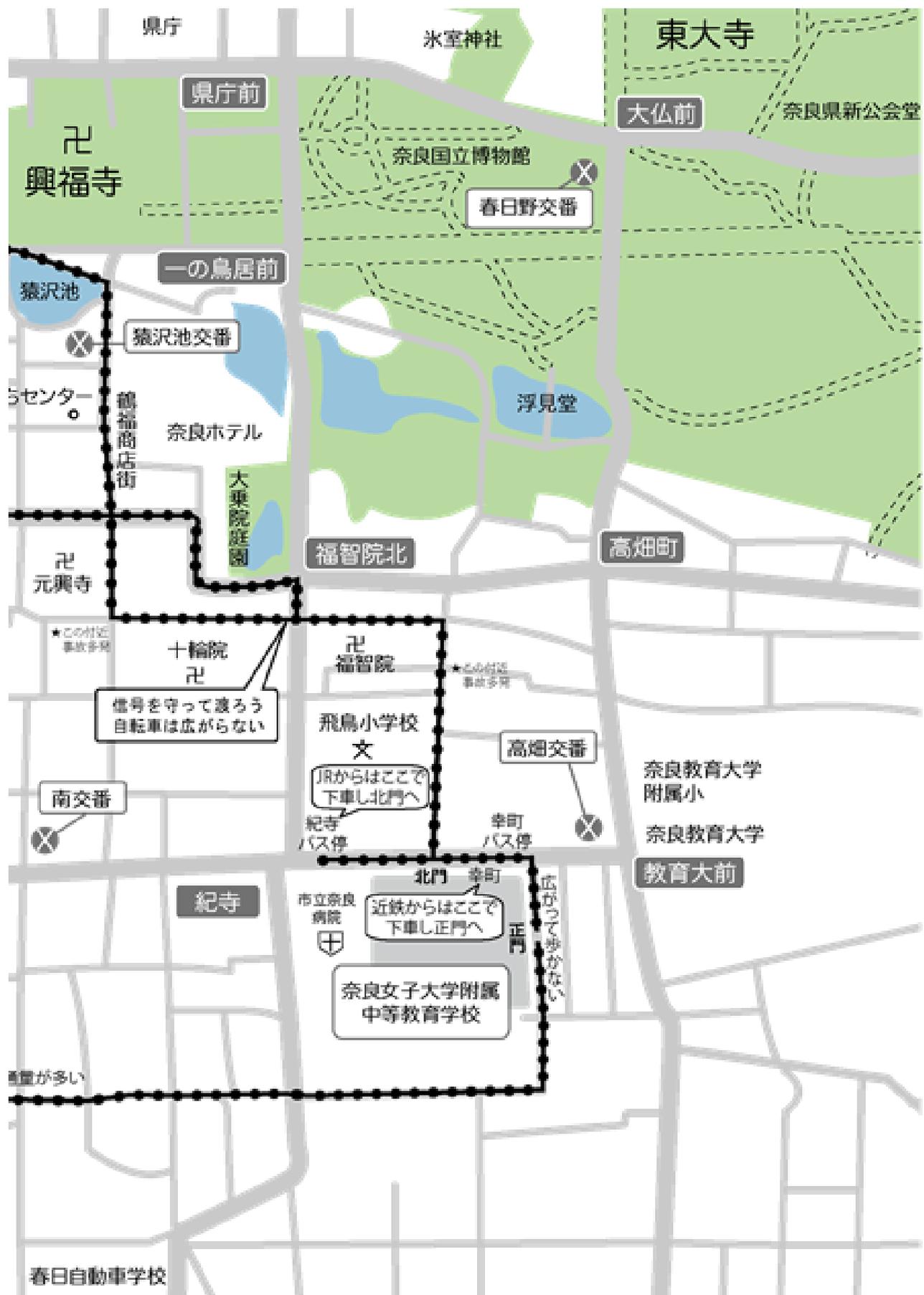


3-③ 安全ハンドブックより

第2章 通学路マップ（近鉄・JR奈良～本校）

危険箇所を確認しよう



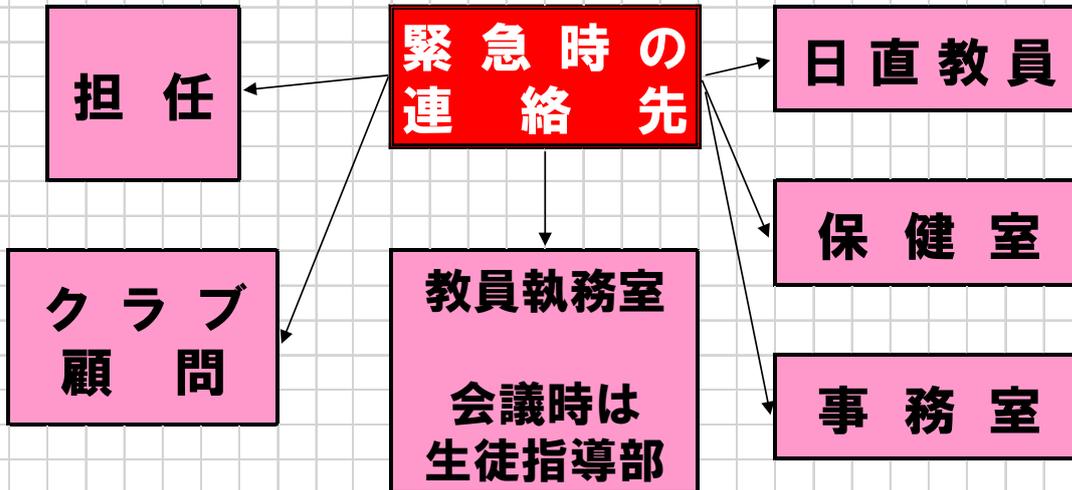


生徒の皆さんへ

校内で

事故や異変に気づいたら⇒
不審者を見かけたら ⇒

直ちに下記に連絡を！



どうしても先生がつかまらない場合、もしくは緊急の場合

火災・ケガ・・・119番

事故・事件・・・110番

(電話で伝える内容)

奈良女子大学附属中等教育学校の〇〇(名前)です。

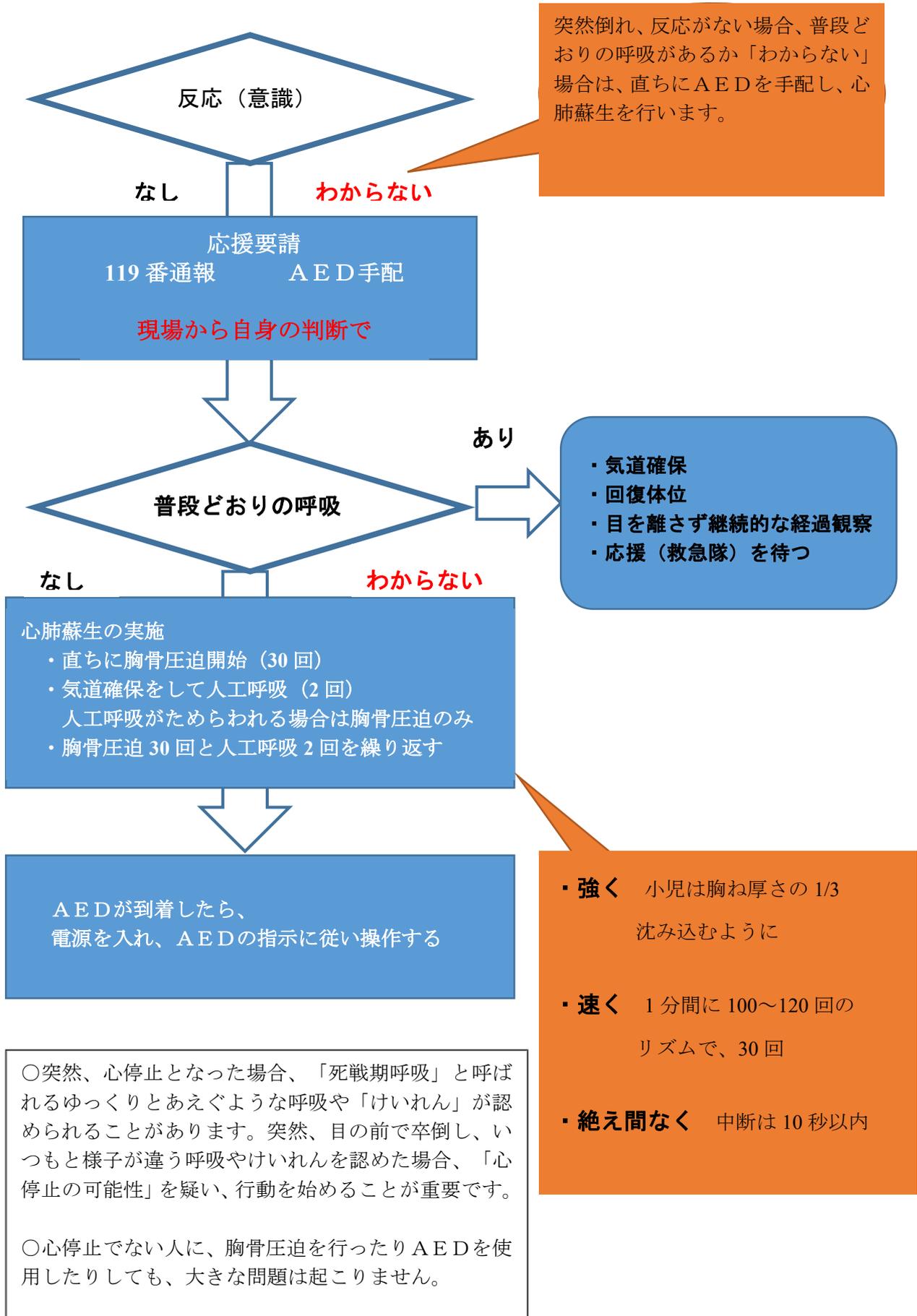
東紀寺町1丁目60番の□棟△階〇〇(場所)で火事・事故発生です。

学校(代表)・・・0742-26-2571番

AEDが必要な時⇒第1体育館/事務室へ

避難場所はグラウンド

3-④ 傷病者発生時における判断・行動チャート



3-⑤ シミュレーション訓練振り返りシート

緊急時シミュレーション研修アンケート

この研修会を通して、本校の緊急事案発生時の体制について、先生方の気づきや問題点などご意見をいただき、今後の課題として役立てたいと思います。

	項目		気づき・問題点
環境 機材等	AED設置場所・保管方法	<input type="checkbox"/>	
	緊急持ち出し袋	<input type="checkbox"/>	
	保健室の鍵保管	<input type="checkbox"/>	
	保健調査票の保管	<input type="checkbox"/>	
	家庭調査票の保管	<input type="checkbox"/>	
傷病者 他生徒 対応	応援要請・招集方法	<input type="checkbox"/>	
	心肺蘇生の手技	<input type="checkbox"/>	
	AED操作方法	<input type="checkbox"/>	
	傷病者配慮	<input type="checkbox"/>	
消防対応	他生徒対応	<input type="checkbox"/>	
	119番連絡手段	<input type="checkbox"/>	
	119番通報内容	<input type="checkbox"/>	
	救急車誘導	<input type="checkbox"/>	
保護者 対応	救急車対応	<input type="checkbox"/>	
	連絡手段	<input type="checkbox"/>	
情報収集	連絡内容	<input type="checkbox"/>	
	記録方法・記録用紙	<input type="checkbox"/>	
統括 連携	管理職報告	<input type="checkbox"/>	
	現場統括	<input type="checkbox"/>	
	職員室統括	<input type="checkbox"/>	
その他 課題	現場と職員室連携	<input type="checkbox"/>	

3-⑥ 緊急時記録用紙

緊急時記録用紙

傷病者	年 組 番氏名	男・女
事故発生日	年 月 日 ()	記録者 ()
時間	内容	
:	発見時刻	
	(いつ)	
	(どこで)	
	(どうした)	
:	意識の確認 (あり ・ なし)	
:	呼吸の確認 (あり ・ なし) 10秒以内で確認	
:	けいれん (あり ・ なし)	
:	出血 (あり ・ なし)	
:	外傷 (あり ・ なし)	
:		
:	職員の応援依頼	
:	AEDの手配	
:	119番通報 (通報者:)	
:	保護者連絡 (1回目) (連絡者:)	
:		
:		
:	胸骨圧迫 開始	
:	人工呼吸 開始	
:		
:	AED使用 1回目	
:	AED使用 2回目	
:	AED使用 3回目	
:		
:	救急車到着	
:	救急車出発	
	() 病院へ	
	(救急車同乗者:)	
:	保護者連絡 (2回目) 搬送病院を連絡 (連絡者:)	
:		

緊急時 チェックリスト
<input type="checkbox"/> 職員への応援依頼
<input type="checkbox"/> AED、緊急時持ち出し袋の手配
<input type="checkbox"/> 119番通報
<input type="checkbox"/> 保護者連絡
<input type="checkbox"/> 胸骨圧迫
<input type="checkbox"/> AEDを使用
<input type="checkbox"/> 保健調査票の準備
<input type="checkbox"/> 救急車の誘導
<input type="checkbox"/> 生徒の誘導
<input type="checkbox"/> プライバシーの保護

3-⑦ 指揮命令内容チェックシート

指揮命令内容チェックシート

- 傷病者の状況を的確に把握しているか。
- 心肺蘇生を含む応急手当を継続して行っているか。
- 応援の要請をしたか。
- 救急車の要請をしたか。
- 救急指令センター員による口頭指導を伝達したか。
- AEDなどの重大事故発生時携行機材を手配したか。
- AEDの電源を入れ、パッドを装着したか。
- 保護者に事故概要などを伝えたか。
- 周囲にいる生徒を現場から離れた場所に移動させたか。
- 救急車の進入路を確保しているか。誘導の準備はできているか。
- 事故対応について時系列に記録しているか。

奈良女子大学附属中等教育学校
「学校危機管理マニュアル」

2021年8月30日 改訂
2020年7月22日 改訂
2020年4月1日 改訂
2019年8月15日 改訂
2009年 改訂
2006年 改訂
2004年 作成